

短期大学教育

2023(令和5)年3月

78

短期大学教育

二〇二三年三月

教育の質が保証された短期大学

日本私立短期大学協会

日本私立短期大学協会

短期大学教育

2023(令和5)年3月

78

教育の質が保証された短期大学

日本私立短期大学協会

contents

■ 巻頭言 18歳の原点から考える短大教育

滋賀短期大学 理事長・学長 秋山 元秀 4

■ 論稿 テーマ 教育の質が保証された短期大学

■ 令和4年度短期大学設置基準の改正等について ～学修者本位の大学教育の実現に向けて～

文部科学省高等教育局 大学教育・入試課 6

■ 短期大学設置基準改正に伴う認証評価の今後について

鹿児島女子短期大学 理事長・学長 志賀 啓一 38

■ 大学分科会質保証システム部会における議論について

関西外国語大学短期大学部 学長 谷本 和子 48

□ 資料・会員校名簿

- 地域貢献と教育の機会均等の実現～私立短期大学～ 55
- 支部別会員校一覧 57

□ 編集後記 68

■ 18歳の原点から考える短大教育

日本私立短期大学協会 副会長
日本私立短期大学協会 教務委員会委員長
滋賀短期大学 理事長・学長

秋山 元秀

話を私の短期大学のことから始めることをお許しいただきたい。本学は昭和 45（1970）年に滋賀女子短期大学として創設されたので、一昨年に創立 50 周年を迎えた。しかしコロナ禍のために創立記念のイベントは延期し、この秋にようやくいくつかの創立記念事業を実施した。その一つとしてファッション・デザイナーのコシノヒロコ女史を迎えて学生とのトークショーを行った。そこには、本学の設置法人である純美禮学園は、校祖中野富美が大正 7（1918）年に大津で松村裁縫速進教授所として発足させた裁縫学校からスタートしているので、衣料服飾を軸に発展してきた本学園に相応しいという意味と、本学が今年 4 月にデジタルライフビジネス学科という新しい学科を発足させたので、最も先進的なファッション・デザインを展開されているコシノヒロコ女史にその門出を飾っていただくという二つの意味があった。

トークショーは、その新学科の学生 2 人を含む 3 人の女子学生がコシノヒロコ女史に質問し、それに対して女史が答え、さらにそれをめぐって対話するという形で、およそ 1 時間半にわたって行われた。質問内容については事前にある程度やり取りをしていたようだが、当日は双方のアドリブも入り、期待通りたいへんエキサイトなトークを楽しむことができた。

学生の質問には、女史がなぜファッションの世界に入ることになったのかとか、一番苦労したことは何かなど、ごく当たり前のものもあったが、妹のコシノジュンコ女史とはライバル意識はないのかなどの際どい(?) ものもあり、それらに対する即妙な答えを楽しむことができた。女史は今年で 85 歳になられるのであるが、短期大学の女子学生たちと比べてもそのエネルギーな発言と姿勢には驚かされるばかりであった。

そのショーの終りの方に発せられた次の質問のやり取りに、私は大げさではあるが驚嘆した。それは「もし人生をもう一度やれるとするなら何歳になりたいですか?」という質問であった。質問自体は特別異様なものではないだろう。しかしそれに対して女史は即座に 18 歳と断言した。

女史の経歴は朝の連続ドラマ「カーネーション」を通じてよく知られているだろう。もともとは画家になりたかったのだが、美大へ進学したいという希望は、母の小篠綾子に反対され断念せざるを得なかった。しかしファッションにもデザイン画という分野があり、絵画への思いを遂げることも可能であることを知り、東京の文化服装学院に入学、それからスタイル画において独自の世界を創造するようになったことは、このトークショーでも初めの方で述べられていた。とにかく自分は針と糸をもって裁縫することが大嫌いだった、「今でも絶対しません」という女史の言辞に会場は笑いに包まれたが、裁縫ではなくデザイン画という分野でファッションに挑戦していこうと決断をしたのが 18 歳の時であった。

18歳のその時、それまで温めてきた画家への志向、通常の道としては諦めるのだけれど、決してそれを棄てるのではなく、新たな形の中で生かしていく道を見つける、そういう人生の選択を行った18歳、そこに現在の自分の原点がある。だからもう一度人生をやるなら、18歳から始めたい。同じ選択をするかもしれないし、別の道があるかもしれない。しかし18歳の原点において必死になって苦しんだ果てに一つの道を選ぶ、それはまさに人生そのものの原点なのだという認識。これは私の勝手な解釈が入っているかもしれないが、それからの数十年を常に斯界のトップランナーとして走り続けてきた人の至言というべきものではないかと思った。

翻って現在18歳の学生たちを迎えている私たちは、彼ら彼女らにどのように向き合っているだろうか。本巻は「教育の質が保証された短期大学」というテーマで特集されているのだが、学生たちの側から見て目指す短期大学の教育の質とは何をいうのであろうか。

改めて言うまでもないが、昨今、短期大学への進学者が減少し、多くの短期大学で定員が充足しない事態を迎えている。一方に4年制大学のハードルが下がっている実態があり、他方で専門学校が巧妙を極め、早期に入学生が確保されてしまうという現実もあって、その狭間にある短期大学がもっとも苦汁をなめている。令和3(2021)年の18歳人口114万人の高等教育への進路先を見ると、大学が52.9%を占め、短大は4.0%、専門学校は17.3%である。その数値は、平成24(2012)年と比較すると、大学は5.2%増加、専門学校も0.5%増加、これに対して短大は1.5%の減少である。さらに18歳人口は今後10年間で12.7万人減少するといわれているから、10年後に短期大学に進学する人数がどこまで減るのか予想するだけに恐ろしい。

それでは今の18歳の彼ら彼女らは、高等教育への進路を選択するに際して、なぜ短期大学を選ばないのであろうか。短期大学は、4年制大学に比べて2年間という短い期間に、大学と同じような資格や免許が取れて、卒業とともに学位も獲得できるし、早く実社会で働けるというメリットがある。また専門学校と比べれば単に専門的な技能を習得するだけではなく、教養を身に付けることもできるし、豊かなキャンパスライフがある。

本学のオープンキャンパスの最初の挨拶などで、私はこのような言い方で短期大学の良さを強調してきた。しかし、これは4年制大学に比べれば、そのミニチュア版であり、専門学校に比べれば、より高等教育らしい教育をしていると、いわば両者に対して相対的に優位であるということだけを述べているだけで、短期大学の教育にしかないような面白さや楽しさ、そこからしか得られないような学修の価値がわかる言い方をしているのだろうか、最近思うようになっている。

そこで最初に取り上げたコシノヒロコ女史の18歳での決断に戻って言うなら、画家の道を目指した女史は、それとは別にファッション・デザイン画という道を見つけることにより、母親の願望と自分の希望を妥協させたようにみえるが、それは正当な画家の道の代償としてデザイン画を選んだというものではないだろう。一見、母親の願いを聞き入れたように見えても、コシノヒロコ女史の絵画に向ける情熱というものはいささかも衰えることなく、その本質というべきアートへの思いは、デザイン画であれアカデミックな油絵であれ、目指すところは同じだったのであろうか。現在、コシノヒロコ女史が物されている作品は、そのような区分を越えたまさにアートの世界の具現であると思う。

質の保証された短期大学の教育というものがあるとするなら、まず4年制大学の代償でもなく、専門学校の高級バージョンでもない、短期大学固有の魅力をもって18歳の彼ら彼女らを惹きつけるものでなければならぬだろう。私としては短期大学の将来をかけてそれを探してゆきたい。

令和4年度短期大学設置基準の改正等について ～学修者本位の大学教育の実現に向けて～

文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課

1. はじめに

短期大学設置基準は短期大学を設置するために必要な最低の基準を定めるものとして、昭和50年に制定されて以降、逐次改正がなされてきた。特に大きな改正として、平成3年の大綱化と平成15年の設置審査の準則化に伴うものがある。

これらの改正では、自由かつ多様な形態で教育を実現しうるのであるだけ各短期大学の自主性に委ね、また、今後の不透明な時代において色々な試みを行いながら教育研究の発展を図るため、基準そのものを大綱化する弾力的な見直しや、設置認可自体の弾力化の中で、設置審査の最低基準であるという観点や基準の一覧性・明確化を図る観点から明確化等の見直しがなされてきた。

こうした見直し等が進められてきた中で、今回、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(以下「GD答申」)を受け、大学分科会質保証システム部会において令和4年3月にとりまとめられた「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(以下「審議まとめ」)を踏まえた、高等教育の質保証システムの見直しが行われることとなった。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができるのか」+ 個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

高等教育と社会の関係

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や製学技術の発展にも寄与
- 産業界との協力・連携
- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
- 地域への貢献
- 個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会に貢献

2040年頃の社会変化
国連SDGs「全ての人が平和と豊かさを享受できる社会」
Society 5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・微進を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを超えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立
- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一貫化

- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)
- 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)
- 教育の質保証システムの確立

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- ・18歳人口: 120万人(2017) → 88万人(現在の74%の規模)
- ・大学進学者数: 63万人(2017) → 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公立の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公立全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各専修短期大学・専門職短期大学・短期大学・高等専門学校・専門学校・大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示
- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

背景

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、**一定程度機能している**。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく**教育の実質化を進める必要がある**という指摘や、**グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要がある**という指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした**遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある**等の指摘がある。
- ⇒ 大学における**国際通用性のある「教育研究の質」を保証**するため、質保証システムについて、
①**最低限の水準を厳格に担保**しつつ、②**大学教育の多様性・先進性を向上させる方向で改善・充実を図っていく**ことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「**教育研究の質**」
- ・「**学生の学びの質と水準**」とともに、**教育と研究を両輪とする大学の在り方**を実現する観点からは、**持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確保**する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保
②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）
④厳格性の担保

※それぞれの視座は相反関係にあるものではなく、相互に関連し合うものであることに留意が必要

（1）大学設置基準・設置認可審査

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特別制度の新設。
例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等
- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（2）認証評価制度

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

（3）情報公表

＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（4）その他の重要な論点

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。

- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設備認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

2. 改正の基本的考え方

GD 答申においては、予測不可能な時代にあって、「何を学び、身に付けることができたのか」を中軸に据えた「学修者本位の教育への転換」が強く打ち出され、また、審議まとめでは、学修者本位の観点から、質保証システム全体として最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、時代に応じて柔軟性のある仕組みとするため、最低基準性を担保したうえで、大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動が行えるよう、「学修者本位の大学教育の実現」と「社会に開かれた質保証の実現」の2つの検討方針を踏まえた大学設置基準等の見直しが提言されている。

その中で、大学教育の質保証の単位は学位プログラムであり、3つのポリシーに基づいて編成されるものであることや、各大学が自ら行う内部質保証もこの学位プログラムを基礎として行うこと、そして、内部質保証を通じて大学の教育研究活動が不断に検証、見直しがなされていくものであることが審議まとめで確認され、今回の改正全体の骨格となっている。この考え方を基に、教職員の一体的な連携体制の確立や多様で柔軟な教育課程編成を可能とする仕組みへの見直し、施設設備の機能性に着目した種々の見直し等が行われることとなる。

大学設置基準等改正の主な具体的内容

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定に当たり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改訂事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間に在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。
※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

3. 主な改正内容

以下各事項の改正に係る基本的考え方等に絞って紹介する。

(1) 総則等理念規定の明確化

3ポリシーに係る規定を置く学校教育法施行規則と教育課程等に係る規定を置く設置基準との関係性や、内部質保証に基づく見直しが求められていること等の明確化を図る観点から、審議まとめでは、3ポリシーに基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行う旨を設置基準上明確化することが求められており、この見直しにより、3ポリシーに基づく教育の実質化等による質向上が期待される。

総則等理念規定の明確化について

現行制度

学校教育法施行規則に3ポリシーの規定はあるが、教育課程等に係る規定は大学設置基準上にあり関連性が明確でないことや、内部質保証に基づく見直しを行うことが明確化されていない。

審議まとめにおいて、3つのポリシーに基づく大学教育や内部質保証による教育研究活動の不断の見直しについて理念上明確化することなどが提言。

改正案

3ポリシーに基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行う旨、規定上明確化。
⇒3ポリシーに基づく教育の実質化等による質向上が期待

短期大学設置基準

(趣旨)
第一条 [略]
3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、**学校教育法第九十九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。**
(入学者選抜)
第二条の二 入学者の選抜は、**学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。**
(教育課程の編成方針)
第五条 短期大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
2・3 [略]

(2) 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

現行の設置基準では教員組織における役割分担や連携体制、責任の所在が規定されているが、事務組織や厚生補導の組織、教職協働の規定はそれとは別に規定されており、審議まとめではこれらを一体的に再整理することが提言されている。このことにより、教員と事務職員等の役割分担等が明確化され、教職協働の実質化の促進が期待される。なお、この見直しは「教育研究実施組織」という新たな組織の設置を求める趣旨ではなく、従前から求められる教職協働による「システム」の機能充足を理念的に示すものである。

教育研究実施組織等について

現行制度	<p>教員組織として教員の役割分担、連携体制、責任の所在について規定されているが、事務組織や厚生補導の組織や教員と事務職員等の連携及び協働については別途規定。</p>	<p>審議まとめにおいて、分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理することなどが提言。</p>
------	---	--

改正案	<p>必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織の編制など、教員と事務職員等の関係を一体的に規定 →教育研究活動から厚生補導まで含めた教職協働の実質化が促進され、より一層の教育研究活動の質向上が期待</p>
-----	---

短期大学設置基準

(教育研究実施組織等)

第二十条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2 短期大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

3 短期大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

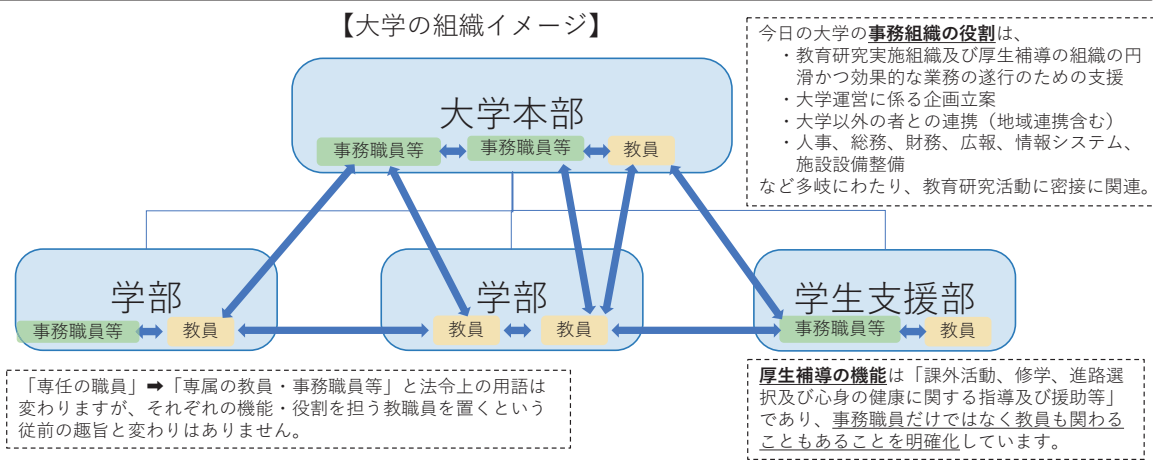
4 短期大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、短期大学運営に係る企画立案、当該短期大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の短期大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

5～7 [略]

教育研究実施組織等の改正は、学位プログラムの実施や見直しなどの教育研究活動等を行うに当たり、大学の組織機能の明確化や教員と事務職員等相互の役割分担、協働、責任の明確化等を目的としたものです。

→ 学部等の基本組織のような「Organization」を指すものではなく、「System」を指すものであり、**新たな「組織」を設けることを求めるものではありません。**

→ 現行制度と同様、既存の学内組織において、教員・事務職員等の役割・機能の関係性等が学内規定等において総合的に担保されることが求められます。



(3) 基幹教員制度について

現行の設置基準上の専任教員は、「一の大学に限り専任教員となる」「専ら当該大学における教育研究に従事する」と規定されているが、審議まとめでは「専任教員」の概念を「基幹教員」と改める等の提言がなされている。

今回の見直しでは、従前の設置認可審査における専任教員の考え方等も踏まえながら、各学位プログラムに責任を持つ教員として「基幹教員」の定義を明確化するとともに、「一の大学に限り」とする現行規定を見直すことで、複数の大学・学部でも必要最低教員数の1/4の範囲内で参入可能とし、例えば、教員が十分養成されてこなかった成長分野等において、外部人材を取り込んだ学位プログラムの編制など、社会ニーズに対応した迅速で柔軟な対応が行われることが期待される。

他方で、質保証の観点からは、基幹教員に係る積極的な情報公表により、外部からのチェックや認証評価機関を通じた確認等が求められる。

基幹教員制度について

現行制度	現行の専任教員は基準上「一の大学に限り、専任教員となる」「専ら当該大学における教育研究に従事する」としか定められておらず、各大学にとって専任教員としての登用では慎重に判断せざるを得ない面があった。	審議まとめにおいて、「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定に当たり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認めることなどが提言。
------	--	--

改正案	従前の設置認可審査における専任教員の考え方等も踏まえながら「基幹教員」として定義を明確化するとともに、必要最低教員数の算定においては、複数の大学・学部での算入も可能（4分の1まで）とすることなどを規定 →教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家 教員の登用の促進や、複数大学等でのクロスアポイントメント等の進展が期待
-----	---

短期大学設置基準

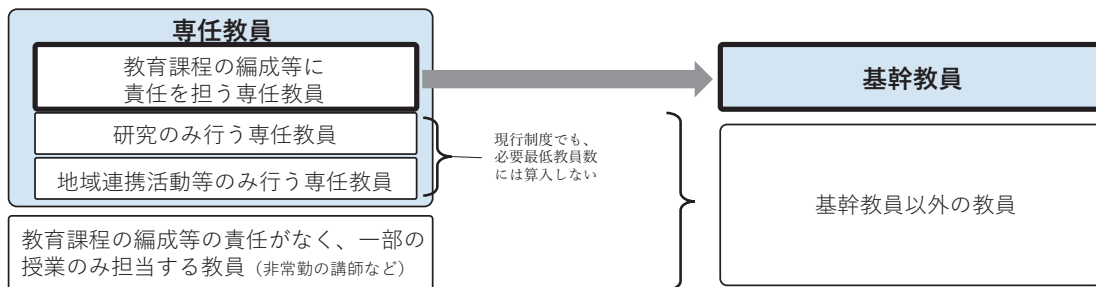
（授業科目の担当）

第二十条の二 短期大学は、**教育課程上**主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として**基幹教員**（教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学科の教育課程に係る**主要授業科目**を担当するもの（専ら当該短期大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき**八単位以上**の当該学科の教育課程に係る**授業科目**を担当するものをいう。以下同じ。）に、**主要授業科目**以外の授業科目についてはなるべく**基幹教員**に担当させるものとする。

2・3 [略]

(従来の専任教員と基幹教員との違い)

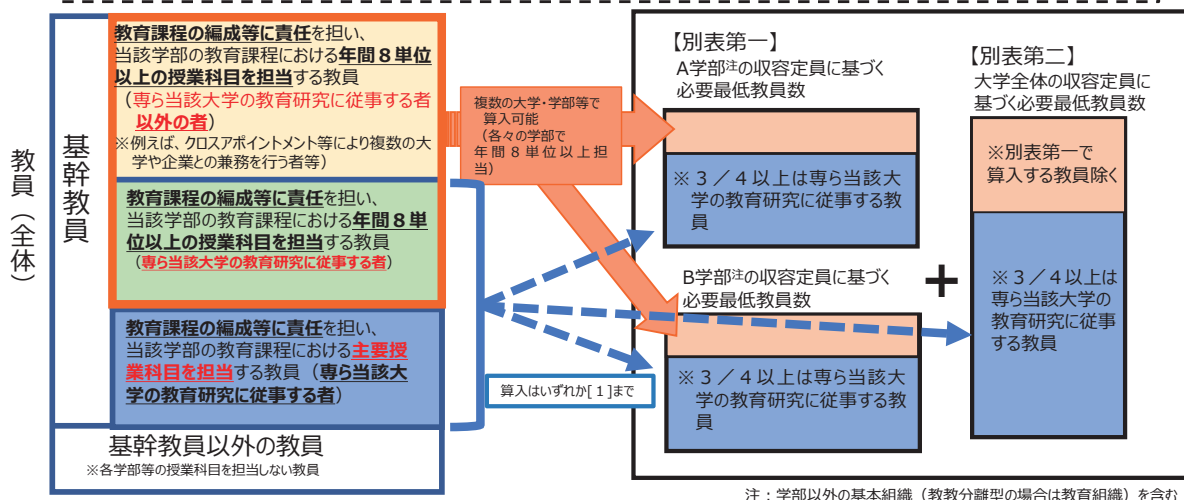
- ▶ 今回新たに定義する「基幹教員」は、これまでの設置認可審査における専任教員の考え方や設置基準の別表で求める必要最低教員数の考え方に基づきながら、**大学の各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化**するものです。
- ▶ 現行規定で専任教員として算入する場合、学位プログラムに責任を持つ立場かどうかは概念上求められていましたが、法令上明記されていませんでした。
- ▶ 学内で教育に携わっていた**従前の学位プログラムに責任を有する「専任教員」は、引き続き設置基準上「基幹教員」として位置づけられるとともに、「一の大学に限り」とする現行規定を見直し、複数の大学・学部でも必要最低教員数に算入可能（4分の1以内）**となります。



(基幹教員制度について)

定義：以下の①及び②を満たす教員

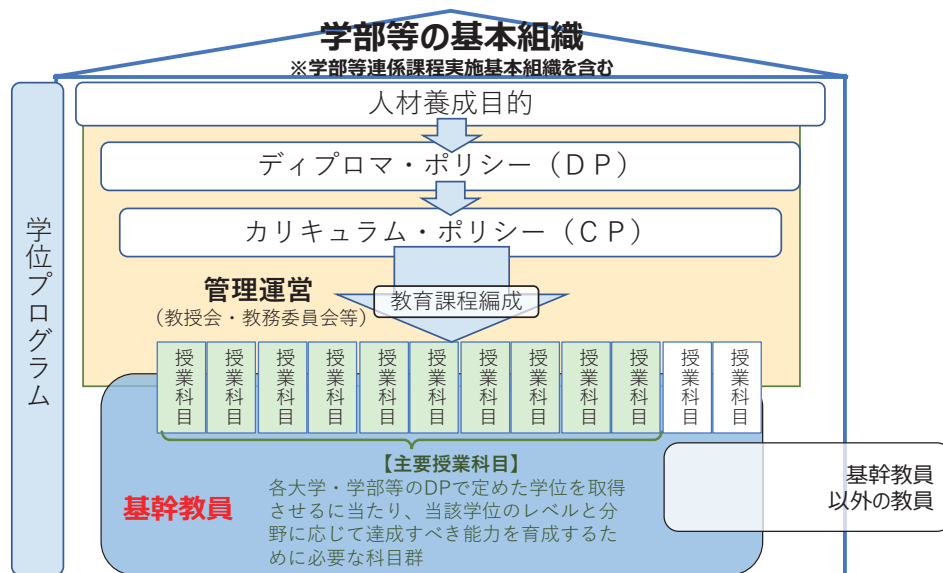
①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う※1教員	※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について意思決定に係る会議に参加する者を想定 ※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定
右に記載のA又はBのいずれか	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2)	
	(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員	



注：学部以外の基本組織（教教分離型の場合は教育組織）を含む

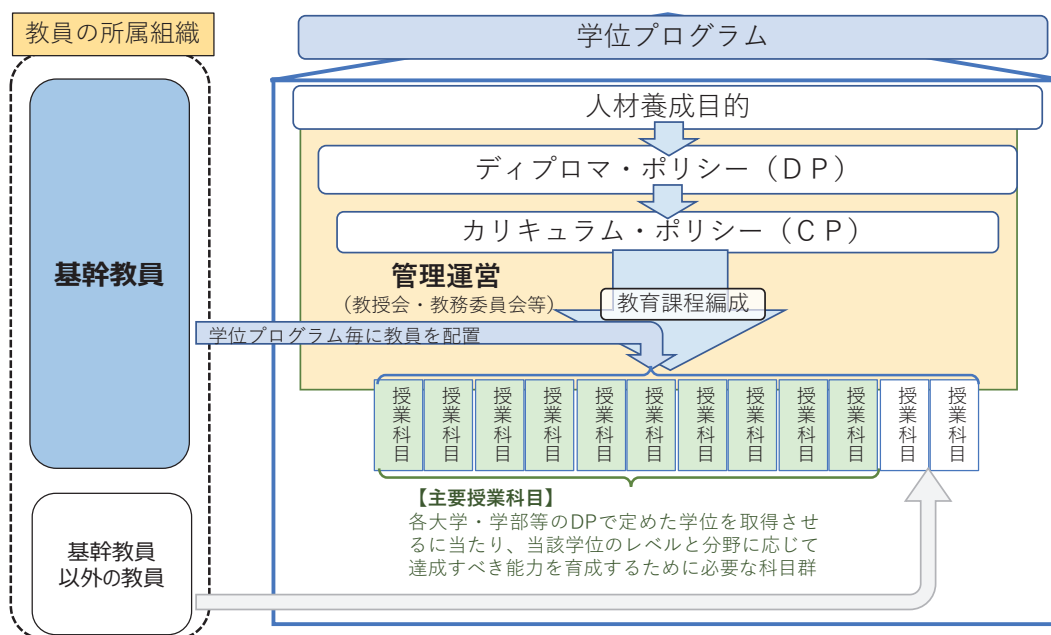
(専任教員から基幹教員に改める理由)

- ▶ 今回改める基幹教員制度は、本来専任教員が担っている「学位プログラム」の編成・実施やその不断の見直しなど、**「学位プログラム」に係る教員の責任性の明確化を図るもの**です。



(基幹教員と学位プログラムの関係)

- ▶ **基幹教員制度は学位プログラムに対する責任性に基づく仕組み**であり、学部型の学位プログラムだけではなく、いわゆる教教分離型の学位プログラムにも馴染むものです。



(4) 指導補助者、授業期間、単位の計算方法について

審議まとめでは、教員だけでなく TA 等の指導補助者も授業に参画できるよう基準上明確化することが提言されている。この見直しとともに、質保証の観点から当該指導補助者（教員を除く）に対する研修を新たに義務付けることにより、TA 等の活用等による手厚い指導体制の確保など一層の教育の質向上が期待される。なお、教職協働の促進の観点から、離れた位置に規定されていた SD・FD 関係の研修規定も集約した。

各授業科目の授業期間について、教育再生実行会議等における学事暦・修業年限の多様化の促進の提言等を受け、審議まとめでは現行の 10 週又は 15 週を原則とする考え方を改めることとされ、大学の判断により多様な期間が設定できることなどが明確化された。

単位の計算方法等について、現行の単位制度（※ 1 単位 45 時間標準）は変わらないが、授業方法別に算定方法の基準を定めた規定を廃止した（なお、国家資格取得に係る養成施設指定規則等においては、実習等の時間について引き続き 30 時間から 45 時間までとする基準が置かれることに留意）。

これらの改正を踏まえ、授業期間の見直しや授業科目の精選・大きくくり化、講義と演習を組み合わせた授業構成及び TA 等の活用による手厚い指導体制の確保、学生同士の意見交換の機会を提供する双方向型の密度の濃い教育課程編成などの実施により、学修の実質化の促進が期待される。現行、「週 1 回授業＝2 単位」を基本とする授業科目を主軸とする大学が多いが、今回の改正を機に、各大学において改めて学修の実質化に向けた教育課程のあり方を検討いただく契機となることを期待したい。

指導補助者について

現行制度
大学は、主要授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させることのみが規定。

審議まとめにおいて、教員だけではなく、TA なども授業に参画できるよう、大学設置基準上に、これらの教育補助者について明示的に規定することなどが提言。

改正案
当該大学の学生その他の大学が定める者に授業を補助させることができる旨 などを確認的に規定
→TA などの授業への参画が促進され、学生へのより手厚い指導体制が確保されることにより、より一層の教育の質向上が期待

短期大学設置基準

(授業科目の担当)

第二十条の二 [略]

2 [略]

3 短期大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の短期大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

質保証の観点から、授業を補助させること等ができる当該大学の学生その他大学が定める者について、研修を実施することを新たに義務付け。

また、教職協働の促進の観点から、現行の大学設置基準上では離れた位置に規定されていたSD・FD関係の規定も集約。

短期大学設置基準

(組織的な研修等)

第二十二條の二 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 短期大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 短期大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

一年間の授業期間について

一年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則としている。

定期試験等の方法も多様化していることや、1年間の授業期間（35週）に定期試験が概念上含まれることは明らか。

現行の「定期試験等の期間を含め」との規定を削除

短期大学設置基準

(一年間の授業期間)

第八條 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。

◎上記規定は、学則において現行規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

各授業科目の授業期間について

各大学は、原則として10週又は15週を授業期間とすることとされ、ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果があげることができると認められる場合、10週又は15週以外の授業期間を定めることも可能。

※いわゆる4学期制として、8週程度の期間を定める大学も存在。

教育再生実行会議等の提言において、国際化を通じた教育研究力の向上や、多様な学びの実現の観点から、学事暦・修業年限の多様化・柔軟化の促進が提言。

授業期間を10週又は15週を原則とするとの考え方を改め、大学の判断により多様な期間（8週、10週、15週を例示）が設定できること等を明確化

短期大学設置基準

(各授業科目の授業期間)

第九條 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(参考) 授業科目と単位について

現在、多くの大学で見られる「週1回授業＝2単位」を基本とする取扱いは慣行上のものであり、授業期間や単位数の見直しなどにより、授業科目を弾力的に実施することも可能。

(参考)

- 同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。…**学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。**そのため、…**学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。**(「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会) P18)

1週間の時間割イメージ (10科目履修の場合)

	月	火	水	木	金
1			ヨーロッパ政治史		
2	国際法特論		マクロ経済学		地域研究
3		グローバル社会論		メディア文化論	
4	市民参加論	国際関係論		国際政治学	
5				国際交流論	

1週間の時間割イメージ (4科目履修の場合)

	月	火	水	木	金
1	グローバル社会論(講義)			地域研究(演習)	
2	グローバル社会論(講義)	マクロ経済学(講義)			
3	地域研究(演習)	マクロ経済学(講義)		グローバル社会論(演習)	
4			国際政治学(講義)		
5			国際政治学(講義)		国際政治学(演習)

◎授業期間の設定や授業期間における授業科目数について、今回の改正を機に大学としての考え方を再整理し、必要に応じて見直しを検討いただくことも重要と考えられますので、学内での積極的なご議論をお願いします。

単位の計算方法について

現行制度	<p>1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とした上で、授業の方法に応じて単位数の計算方法の基準を定めている。</p> <p>○一単位に必要な授業時間数 講義及び演習 → 15時間～30時間 実験、実習及び実技 → 30時間～45時間</p>	<p>授業方法の多様化が進む中で、授業方法によって単位の計算方法を定めることは、必ずしも合理的とは言えず、国際的にも類例が見当たらない。</p>
------	---	--

改正案	<p>1単位に必要な授業時間数について、授業方法別に基準を定めた規定を廃止</p> <p>※単位制度自体は変更なし(1単位＝授業外学修も含めた45時間の学修を標準とすることは維持)</p> <p>※国家資格取得に係る養成施設指定規則等では別途の規制が置かれ得ることに注意が必要</p> <p>→様々な授業方法を柔軟に組み合わせた授業科目の設定も可能に</p>
-----	---

短期大学設置基準

(単位)
第二十一条 [略]
2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第十一条第一項に規定する**授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。**ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
3 [略]

◎上記規定は、学則において現行規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

(5) 卒業要件の明確化について

短期大学設置基準において2年(3年)以上在学すること等が卒業要件として規定されているが、修業年限は「おおむね2年(3年)」の期間を指し、厳密に2年間(3年間)の在籍を求めるものではないことを明確化する観点から、現行の「大学に2年(3年)以上在学し」の規定の削除等の改正を行った。このことにより、例えば、9月入学した学生が、学期の区分に従い、7月に短期大学を卒業し、海外の大学へ編入学するといったことが法令上明確に行えるようになる(なお、修業年限は学校教育法に規定され、同法の改正は行わないので「2年(3年)」という考え方は引き続き基本となる)。

卒業要件の明確化について

現行制度	短期大学の卒業の要件については、「短期大学に2年(3年)以上在学」する修業年限に係る要件と「62単位(93単位)以上を修得する」等の単位量に係る要件が規定。	審議まとめにおいて、修業年限は4年制大学の場合、『おおむね4年』の期間を指すものであり、厳密に4年間に在籍することを求めるものではないことを明確化することが提言。
------	--	---

改正案	現行の「短期大学に二年(三年)以上在学し」の規定を削除するなどの改正を行う ※修業年限は厳密に2年(3年)間に在籍することを求めるものではないことについては、通知でも明確化 ※学校教育法第108条の「修業年限を二年又は三年とする。」との規定は改正なし。 →例えば、4年制大学の場合、9月入学をした学生が、学期の区分に従い6月に大学を卒業し、サマースクールに参加後に、同年9月に海外の大学院に進学することなども解釈上の疑義なく可能に ※学期の区分は、学則への記載事項(学校教育法施行規則4条1項1号)
-----	--

短期大学設置基準

(卒業の要件)
第十八条 卒業の要件は、**修業年限が二年の短期大学においては六十二単位以上を、修業年限が三年の短期大学においては九十三単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。**
2～6 [略]

◎上記規定は、学則において現行規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。
※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

(6) 校地、校舎等の施設及び設備について

施設・設備について、審議まとめにおいては、通学制の短期大学は、キャンパスを通じて学生同士や学生と教職員の間の人的な交流が行われることを想定したものであることや、学修者のための最低限の学修環境を整える基準であることにも留意しつつ、近年の状況の変化や新たな制度の創設等に対応した見直しの必要が指摘されている。

このことから、校地・空地については教員と学生、学生同士の交流の場としての役割について明確化するとともに、運動場・体育館等のスポーツ施設、講堂、課外活動施設等の厚生補導施設については必要に応じ設ける施設として一般化する改正を行った。また、各短期大学の施設設備についても、教育研究上の機能として必要な教室、研究室等は列記しつつ、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものと改正し、図書、図書館等の規定についても電子化やIT化を踏まえた規定に再整理した。

校地、校舎等の施設及び設備について

現行制度

校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとされているほか、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に、運動場を設けるものとされ、体育館も原則必置とされている。

審議まとめにおいて、空地は、教員と学生、学生同士の交流の場として再整理することとされ、運動場等は各大学の実情や必要性に応じて整備を行うべき施設とすることとされた。

改正案

- 校地（空地）について、教員と学生、学生同士の交流の場としての役割についても明確化
- 運動場・体育館等のスポーツ施設、講堂、寄宿舍・課外活動施設等の厚生補導施設について、必要に応じ設ける施設として一般化

短期大学設置基準

(校地)

第二十七条 校地は、**学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。**

2・3 [略]

(運動場等)

第二十七条の二 短期大学は、学生に対する**教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。**

校舎には、教室及び研究室のほか、学長室、会議室その他の専用の施設を備えることとされているほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えることなどとされている。

各大学の施設設備は、旧来と異なり複合的な機能を有する形で整備されることも増える中、審議まとめにおいて、校舎等施設は多面的な使用も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直すこととされた。

- ・教育研究上の機能として必要となる教室、研究室等は列記しつつ、大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする
- ・研究室の整備は基幹教員に加え、現行の授業を担当しない専任教員も対象

短期大学設置基準

(校舎)

- 第二十八条 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。
- 2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。
 - 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。
 - 4 [略]

大学は、図書、学術雑誌等の資料を図書館を中心に系統的に備えるものとされ、図書館には閲覧室、整理室等を備えるものとされるなど、利用者が直接来館することを前提として規定。

審議まとめにおいて、「「図書」や「雑誌」等の表現については「教育研究に必要な資源」とするなど電子化やIT化を踏まえた規定に再整理する」とされた。

- 図書館を中心に系統的に整備する資料の例示として、電子ジャーナル等を念頭に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えるほか、図書館に閲覧室、整理室等を備えることを求める規定を削除するなどの改正を行う
- 紙の図書のみを想定したような規定は見直し、電子ジャーナル等を含めた教育研究上必要な多様な資料の整備促進等が期待

短期大学設置基準

(教育研究上必要な資料及び図書館)

- 第二十九条 短期大学は、教育研究を促進するため、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。
- 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上の資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。
 - 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等の職員を置くものとする。

(7) 教育課程等に係る特例制度について

短期大学設置基準は最低基準として全ての短期大学が運用上順守する法令であるが、審議まとめにおいて、「大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設する」ことが提言されており、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度を創設する改正を行った。このことにより、基準によらない短期大学の創意工夫ある先導的な取組の促進と、その効果検証を踏まえ、今後の短期大学設置基準の改善等につながる事が期待される。

なお、本特例制度は、自ら申請した「学部等」や「特例対象規定」、「認定期間」の範囲内で取組が可能となるものであり、在学生や入学希望者等に対する配慮の観点から当該先導的な取組にかかる内容を学則等に定め、公表することや、自ら申請した教育効果の検証に係る計画に基づく検証活動を行うことが求められる。

(8) 経過措置について

本改正は、令和6年度開設予定の設置認可申請の審査において、改正後の規定の適用を可能とするよう令和4年10月1日に施行されるが、既設の短期大学における激変緩和策として附則で経過措置等を設けている。例えば、現に設置されている短期大学について、「基幹教員」「校舎」「研究室」の規定の適用は、従前の例によることができることとし、短期大学での規定等の準備が整ってからの適用とを可能としている。令和5年度開設の審査については旧規定の適用を行う。令和6年度開設の設置認可申請等については、短期大学の選択により、旧規定・新规定いずれも適用可能とし、来年度申請する令和7年度開設の設置認可審査等から改正後の規定が一律適用されることとなる。このように学科改組等について、令和7年度以降の開設を想定する場合、施行後約1年以上の猶予期間が設けられている。なお、改組は一部の学科などで行っても短期大学全体に規定が適用されるため、全学的な確認・準備に留意いただきたい。

経過措置（附則）について

- ・ 大学分科会で諮問・答申が得られた場合、速やかに公布・施行を行う予定です。その場合、令和6年度開設予定の設置認可申請の審査において、改正後の規定の適用が可能となるよう、施行日は令和4年10月1日を想定しています。
- ・ 他方で、大学設置基準の改正により既設の大学等において、急激な影響を受けることがないよう、附則において以下の経過措置を講じる予定です。
 - 現に設置されている大学等に対する「**基幹教員」「校舎」「研究室」の規定の適用については、従前の例によることができること。（特に期限はありません。）**
 - **施行時に設置認可審査を受けている申請（令和5年度開設等）や施行日前の設置等に係る届出については、施行前の規定を適用**すること。
 - **令和6年度に行おうとする設置等の認可の申請に係る審査や令和5年度・令和6年度に行おうとする設置等の届出については、大学等の選択により、施行前の規定を適用することも施行後の改正規定を適用することも可能**であること。
 - **令和7年度に行おうとする設置等の認可申請や届出については、施行後の改正規定を適用**すること。（ただし、**改組は一部の組織（学部・学科等）であっても、大学全体に規定が適用される**ため、改組に当たっては事前に**全学的な確認・準備が必要**となります。）

令和 4 年度大学設置基準等の改正に係る Q & A

出典：文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00154.html

教育研究実施組織等関係

Q 1. 今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

教員と事務職員等の関係や組織の機能を一体的に規定することで、教員と事務職員等相互の協働を前提とした役割分担や、組織的な連携体制の確保等による、教育研究活動から厚生補導までを含めた教職協働の実質化が促進され、教育研究活動のより一層の質の向上を期待するものです。

Q 2. 新たに「教育研究実施組織」が定められたことに伴い、既存の教員組織や事務組織を再編し、これに対応する組織を設ける必要があるのでしょうか。また、全ての学部等の組織に、必ず事務職員を配置することが必要となるのでしょうか。

今回の改正は、教員と事務職員等の関係等を一体的に規定することで、教職協働の実質化が促進されることを期待するものですが、従前の教員組織等が果たしてきた役割や必要性は変わらず、教員や事務職員等の役割や連携等について、学内の規程等に明記すること等により、引き続き担保されることが求められます。また、必ずしも今回新たに規定した「教育研究実施組織」に対応する新たな組織を設けたり、新たに人員を配置したりすることを求めるものではありません。

Q 3. 今回、「教員組織」との文言が削除されてしまいますが、教授会を含む教員組織が存在しなくてもよいということになるのでしょうか。

今回の改正により、教職協働の実質化の促進を期待し、教員と事務職員等の関係等を一体的に規定することなどとしたのですが、従前の教員組織等の趣旨には変更があるものではなく、その役割や必要性も従来どおりです。なお、教授会については、学校教育法の規定により必置とされていますが、同法について、今回改正を行うものではありません。

Q 4. 改正後の大学設置基準第 7 条第 3 項等の「専属の教員又は事務職員等」とは、どのような意味ですか。また、これらの人員の配置に係る必要最低数等の基準はありますか。

「専属の教員又は事務職員等」とは、従前の「専任の職員」との規定を、Q 1 に示した趣旨を踏まえて改めたものであり、学生の厚生補導や大学運営に必要な業務を担う者を適切に配置するとの規定の趣旨は従前と変わりません。また、「専属の教員又は事務職員等」の配置に係る基準等はありません。なお、ここでいう「専属の教員」は、当然に教育研究に携わるものです。

Q 5. 「事務職員等」との規定には、「技術職員」も含まれるのでしょうか。

「事務職員等」とは、「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科高第 1248 号文部科学省高等教育局長通知）に示しているとおり、技術職員のほか、

図書館に置かれる専門的職員など、大学に置かれる様々な職員が含まれるものと解されています。

※【Q 6. については文部科学省の HP に掲載されておりません。】

基幹教員関係

Q 7. 今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善等を担う教員の責任性の明確化を図るとともに、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を特に期待するものです。

Q 8. 基幹教員制度の導入により、大学教員の人員削減が行われるおそれが高いのではないのでしょうか。

基幹教員制度については、人員削減を意図したものではなく、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を期待して導入するものです。なお、基幹教員に関する情報は、各大学において公表することとなります。

Q 9. 「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」とは、どのような意味ですか。

各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画する教員です。

Q 10. 教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議の構成員とならなくても、当該会議の議事に意見を述べる体制が整えられていれば、「教育課程の編成に責任を担う」者とすることはできるのでしょうか。

「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う」との要件については、各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画することが求められるものであり、単に当該会議の議事に意見を述べる体制が整えられるのみでは不十分です。

これに関連して、基幹教員の要件を形式的に充足することのみを目的として、教育課程の編成等についての審議を行う会議への参画実態がないにもかかわらず、形式的に当該会議の構成員に加えたり、当該審議に実質上は関与しない会議を設けたりする場合には、基幹教員の要件を満たすことにはなりません。

Q 11. 「専ら当該大学の教育研究に従事する者」とは、どのような意味ですか。

一の大学でフルタイム雇用されている者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（当該フルタイム労働者と 1 週間の所定労働時間が同じ有期雇用労働者を含む。））であって、月額報酬 20 万円以上かつ当該大学以外の業務の従事日数が週 3 日未満であること等を満たす者を想定しています。

なお、当該要件については、学部等の単位ではなく、大学等の単位で適用する必要があり、例えば、同一の大学等において、一の学部等で「専ら当該大学の教育研究に従事する」基幹教員として取り扱う場合、他の学部等で同様に当該学部等における必要最低教員数に算入可能な基幹教員として取り扱うことは認められません。

Q 12. ある学部の教育課程に位置付けられ、これとは別の他の学部にも共通して開講されている教養科目等も、「8 単位以上の…授業科目」に算入してもよいのでしょうか。

複数の学部等で共通して開講されている授業科目であっても、これを履修した学生に授与される単位が各学部等の教育課程の修了に関する単位として位置付けられている場合には、当該授業科目の単位数をここでいう「8 単位以上」の内数に算入することは可能です。ただし、当該授業科目を「8 単位以上」に算入できるのは、いずれか 1 つの学部等に限られます。

また、複数の学部等で共通して開講されている授業科目で、各学部等で授業科目の名称や位置付けが異なっていたとしても、同一の教員により同一の内容及び開講時間で実施される授業であれば、「8 単位以上」に算入できるのは、いずれか 1 つの学部等に限られます。

Q 13. ある学部において開講されている授業科目「A」について、同一の授業科目を別の学部では授業科目「B」として取り扱っている。この場合、いずれの学部においても、当該科目を「8 単位以上の授業科目」に参入してもよいのでしょうか。

認められません。複数の学部等で共通して開講されている授業科目で、各学部等で授業科目の名称や位置付けが異なっていたとしても、同一の教員により、同一の内容及び開講時間で実施される授業であれば、「8 単位以上」に算入できるのはいずれか 1 つの学部等に限られます。

Q 14. オムニバス科目の一部を担当する教員について、単位数はどのように計算すればよいのでしょうか。

複数の教員が分担するオムニバス方式による場合や複数の教員が共同で担当する場合は、当該授業科目の授業における担当の割合を乗じることになります。例えば、2 単位・全 15 回の授業において、3 名の教員が 5 回ずつ授業を行う場合、1 名の教員当たりの単位数は 0.7 単位（小数第二位を四捨五入）となります。

Q 15. 「主要授業科目」とは、どのようなものですか。

「主要授業科目」とは、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群であり、各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と 3 つのポリシーとの関係等を踏まえ、各大学等で判断するものです。なお、当該判断に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置付けも勘案いただくことが必要です。

Q 16. 例えば、ある年度における4学期のうち、1学期中に1科目でも主要授業科目を担当すれば、当該教員は、その年度を通じ、基幹教員の要件にいう「主要授業科目を担当」を満たしていると考えてよいでしょうか。

お見込みのとおりです。基幹教員の要件の確認に当たり、主要授業科目については、各大学等において年度を単位として担当の有無を確認する必要がありますが、単位数に係る要件は特段定めていないほか、当該科目を、当該年度を通じて担当することを求めるものではありません。

Q 17. 「主要授業科目」という科目区分については、対外的にも明らかにすることが必要でしょうか。

いずれの授業科目が主要授業科目に当たるかについては、基幹教員の要件にも関わるものであり、基幹教員を含む教員全体に係る情報の公表は法令上も求められていることから、シラバス等、学内外から確認できるような形で明記・公表することが望ましいものです。

Q 18. 複数の大学等において基幹教員となる場合に、大学間におけるエフォート（従事比率）に係る要件はありますか。

複数の大学等において基幹教員となろうとする場合、エフォートに係る要件が別途設けられているわけではありませんので、基幹教員の要件を満たせば、基幹教員となることができます。

これに関連して、同一の者が基幹教員として従事できる大学等の数に、一律の制限を設けてはいませんが、適切な教育研究活動等が行われるよう、エフォートを含む労務管理等には十分留意することが必要です。大学は、特に、他大学における教育課程の編成等への参画の状況や、担当授業科目の状況に係る情報は得ておくことが望ましいものです。

Q 19. 基幹教員制度の導入に当たり、クロスアポイントメント制度の活用を検討していますが、留意すべき事項等がありますか。

複数の大学等において基幹教員となる場合、兼業やクロスアポイントメントの形によることが想定されます。基幹教員の処遇等については、各大学等における判断によることとなりますが、必要に応じ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月8日改訂 厚生労働省）や「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点【追補版】」（令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省）等を参考としてください。

Q 20. クロスアポイントメント制度以外の制度（雇用契約を必須としない制度）により、他大学の教員が当該大学の基幹教員となることはできるのでしょうか。

一般に、大学との間で雇用契約を交わしていない者については授業担当教員となることはできず、したがって、このような者が基幹教員となることはできません。

Q 21. いわゆる任期付教員や、非常勤講師についても、基幹教員となることはできますか。また、基幹教員の待遇は、各基幹教員間で同等のものとする必要はありますか。

いわゆる任期付教員や、非常勤講師についても、要件を満たすのであれば、基幹教員となることは可能です。また、基幹教員の待遇の決定については、各大学等における判断となります。なお、必ずしも全ての基幹教員が同一の労働条件、職務内容となるものではないと認識しています。

Q 22. 教育課程の編成等に責任を担っているが、授業を全く担当していない教員は、基幹教員となることはできないのでしょうか。当該教員が、学長・副学長や学部長等の職にある場合も同様でしょうか。

授業を全く担当していない教員は、基幹教員となることはできません。なお、学長・副学長や学部長等であっても、授業を全く担当していない場合には、基幹教員となることはできません。

Q 23. 教育課程の編成等に責任を担っているが、年間 8 単位以上の授業科目を担当していない教員は、基幹教員となることはできないのでしょうか。

当該教員が「専ら当該大学の教育研究に従事する者」に当たる場合、年間 8 単位以上の授業科目を担当していなくても、主要授業科目を担当（その単位数は問われません）していれば、基幹教員となることは可能です。

Q 24. 要件を満たす教員については、一律に基幹教員として取り扱わなければならないのでしょうか。あるいは、基幹教員として取り扱うかどうかは、大学が独自に判断できるのでしょうか。

基幹教員の要件を満たす教員は、一律に基幹教員として取り扱うこととなります。なお、このことは、教授、准教授、助教及び講師の別に応じて差異があるものではなく、要件を満たす者については、必要最低教員数に含まれるか否かを問わず、基幹教員として取り扱う必要があるものです。

Q 25. ある基幹教員が、サバティカル等の取得に伴い、基幹教員の要件を満たさなくなった場合、当該教員は基幹教員からは外れることになるのでしょうか。

サバティカル等の取得による場合も含め、教育課程の編成等に責任を担う立場を離れたり、授業科目の担当を外れたりするなどして、基幹教員が所定の要件を充足しなくなった場合、当該教員は、基幹教員から外れることとなります。また、この教員が基幹教員ではなくなることに伴い、必要最低教員数に不足が生じるのであれば、速やかに不足分を補充する必要があります。

Q 26. 大学院に所属のある教員が、同一の大学の学部の教育課程の編成等に責任を担っており、当該学部の主要授業科目のみを担当している場合、当該教員が基幹教員となることはできますか。

大学院は大学に置かれるものであることから、広義の「大学」に専ら従事していると解して、「専ら当該大学の教育研究に従事する」基幹教員とすることができます。

Q 27. 同一大学における 2 つの学部で教育課程の編成等に責任を担っており、それぞれで主要授業科目を担当するとともに、年間 8 単位以上の授業科目を担当している教員について、一方の学部で「専ら当該大学の教育研究に従事する者」として必要最低教員数に算入する場合、もう一方の学部でも、基幹教員として必要最低教員数に算入することは可能でしょうか。

ある学部で「専ら当該大学の教育研究に従事する者」として必要最低教員数に算入する場合、別の学部で、重複して基幹教員として必要最低教員数に算入することはできません。

なお、当該教員を、複数の学部で基幹教員として重複して必要最低教員数に算入するには、いずれの学部でも、「専ら当該大学の教育研究に従事する者」以外の者として、必要最低教員数の 4 分の 1 までの範囲内で計上することとなります。

これに関連して、各大学等の必要最低教員数の算出に当たり、同一の基幹教員を、当該大学に置く

学部等の種類及び規模に応じ別表に定める基幹教員の数と、大学全体の収容定員に応じ別表に定める基幹教員の数とに、重複して算入することは認められません

Q 28. ある学部において「専ら当該大学の教育研究に従事する教員」のみで必要基幹教員数を満たすことができる場合にも、「専ら当該大学の教育研究に従事する教員以外の基幹教員」を置くことは可能でしょうか。

必要最低教員数を上回る数の基幹教員を置くことは、妨げられません。

Q 29. 基幹教員に係る情報公表について、どのように行うことが求められるのでしょうか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、各大学等においては、教員に係る情報についても公表することとされており、今回の改正後の基幹教員の規定を適用した場合には、例えば、基幹教員の数、各基幹教員が有する学位、教育研究等の業績、教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況、主要授業科目の担当の有無や単位数といった担当授業科目に係る状況について、各大学等において、遅滞なく、適切に公表する必要があります。また、基幹教員以外の教員に係る情報公表についても、引き続き適切に行うことが必要です。

Q 30. 基幹教員は、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員とに区別されますが、こういった区分についても情報公表の対象になりますか。

必要最低教員数が適切に算出されていることを担保する観点から、各大学等において、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の別について把握しておく必要があります。各大学等での基幹教員数の公表に当たっては、これらの別に係る内訳も公表する必要があります。なお、個々の教員がいずれに当たるかまで、公表することを求めるものではありません。

Q 31. 各基幹教員が、当該大学に置く学部等の種類及び規模に応じ別表に定める基幹教員として必要最低教員数に算入されているか、あるいは大学全体の収容定員に応じ別表に定める基幹教員として必要最低教員数に算入されているかについても、公表する必要があるでしょうか。

各基幹教員が、いずれの別表に定める基幹教員として必要最低教員数に算入されているかについてまで、公表することを求めるものではありません。

Q 32. 複数の大学等において基幹教員となる教員について、勤務している大学・機関等の名称を全て公表しなければならないのでしょうか。

複数の大学等において基幹教員となる教員の勤務先については、把握している限りにおいて、公表することが望ましいものです。

Q 33. 大学等の一部の学部等に限り、基幹教員の規定を適用することは可能でしょうか。

今回の改正において、現に設置されている大学等に対する基幹教員の規定の適用については、従前の例によることができることとしていますが、基幹教員の規定を適用する場合には、大学等の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず、大学等の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があります。

Q 34. 基幹教員の規定を適用していない大学の専任教員が、基幹教員の規定を適用する別の大学において基幹教員となることはできるのでしょうか。

当該専任教員についても、要件を満たせば、基幹教員の規定を適用する別の大学において、基幹教員となることは可能です。なお、この場合には「専ら当該大学の教育研究に従事する者」として基幹教員となることはできませんので、留意が必要です。

Q 35. 既設の大学等については、いずれのタイミングで基幹教員の規定を適用することになるのでしょうか。

今回の改正では、現に設置されている大学等に対する基幹教員の規定の適用については、従前の例によることができることとしており、このことに特に期限はありません。

指導補助者関係

Q 36. 今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

大学等の学生その他の大学等が定める者に授業を補助させることができる旨などを確認的に規定することで、いわゆる TA（ティーチング・アシスタント）等の指導補助者の授業への参画を促進し、学生へのより手厚い指導体制を確保することを通じ、大学教育等のより一層の質の向上を期待するものです。

Q 37. 指導補助者に授業の一部を分担させることができるとされていますが、「一部」とはどの範囲でしょうか。

「授業の一部」とは、一の授業科目において行われる各回の授業の一部を分担するのみならず、1回の授業の全部を担当することも許容され得るものです。ただし、授業担当教員の指導計画に基づき授業の一部を分担する趣旨を踏まえれば、授業科目における大半の授業を指導補助者が担当することは原則として想定されないものであり、望ましくありません。

Q 38. 指導補助者に授業の一部を分担させるに当たり、留意すべき事項等がありますか。

指導補助者が授業の一部を分担する場合であっても、授業科目の指導に係る一義的な責任は、授業担当教員が負うものですので、各大学等は、授業担当教員と指導補助者の責任関係や具体的な役割分担等について、あらかじめ学内の規程等に明記するなどし、授業中に事故等が生じた際の対応に当たり、責任関係等が不明確なままであったことに起因して指導補助者が不当に不利益を被らないよう適切な配慮を行うことが必要です。なお、授業担当教員の役割については、授業時間ごとの指導計画の作成、当該授業の実施状況の十分な把握、成績評価等が想定されます。

Q 39. 「学生その他の大学が定める者」との規定について、在学中の学部学生又はそれと同等の能力がある者についても、大学の判断で採用することができるものと考えてよいのでしょうか。

「学生その他の大学が定める者」については、在学中の学生を含め、各大学の判断により採用等を行い、各授業科目を補助させることができるものです。

Q 40. 指導補助者に対しては必要な研修を行うものとする事となつていますが、「必要な研修」の内容については、各大学等が判断することになるものと考えてよいのでしょうか。

お見込みのとおりです。

単位の計算方法等関係

Q 41. 今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

1 単位の授業科目について、授業時間外の学修時間も含めた 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることは維持しつつ、授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定を廃止することにより、様々な授業方法を組み合わせた授業科目の設定をより柔軟に行い得るようにすることを期待するものです。

Q 42. 今回の改正も踏まえ、大学等は、単位の計算や授業時間等について、どのような考え方に基いて定めればよいことになるのでしょうか。

単位の計算に当たっては、各授業科目について、授業時間のほか、授業時間外の学修（事前学修及び事後学修）も含めて、1 単位当たり標準 45 時間の学修を必要とする内容をもって適切に構成することになります。このことを前提とし、1 コマ当たりの授業時間や、1 週間当たりの授業の実施回数、各授業科目の授業期間等については、当該授業科目の授業内容や授業方法、事前学修及び事後学修の質や量にも鑑み、学生が効果的に学修できるよう十分に考慮した上で、各大学等の判断により適切に設定することが可能です。ただし、各授業科目について、あらかじめ大学等が定める単位修得に必要な授業時間数に、いわゆる定期試験に相当する試験を含むことは想定されません。

Q 43. 例えば、従前 1 単位当たり 30 時間の授業を要するものとして算定していた実習科目を、1 単位当たり 15 時間の授業とすることも可能となるのでしょうか。

お見込みのとおりですが、授業時間も含めて 1 単位当たり 45 時間の学修が必要となることが標準であるとの基本的な考え方は変わらないことから、既設の授業科目の授業時間数を変更する場合にも、1 単位当たりに必要となる学修時間が引き続き確保されるよう留意が必要であるとともに、「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会）において、事前学修及び事後学修の内容についてはシラバスに盛り込む必要があると記載されているほか、これらに必要な学修時間の目安を示すことも考えられます。

Q 44. 今回、授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定が廃止されることに伴い、これまでシラバス等において明示していた個々の授業科目の授業方法については、今後はシラバス等で明示する必要はないのでしょうか。

今回の改正後も、各大学等においては、学生の適切な履修科目の選択等に資するよう、引き続き、各授業科目のシラバス等には、講義や演習、実習等の授業方法についても分かりやすく示す必要があり、このことは、複数の授業方法を組み合わせる場合も同様です。

Q 45. 今回の改正に伴い、大学設置基準の単位の計算方法を準用している国家資格取得等に係る科目の取扱いについて、何か変更等はあるのでしょうか。

大学設置基準の単位の計算方法を準用している医療関係職種養成所指定規則及び短期大学設置基準の単位の計算方法を準用している指定保育士養成施設の修業教科目等を定めた告示において、1 単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限を、従前どおり 30 時間とする規定を置くこととされており、留意が必要です。他の法令との関係の整理については、引き続き動向を注視ください。

卒業要件の明確化関係

Q 46. 今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

卒業の要件は、改正前の大学設置基準上、大学に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得することとしていたところ、当該規定上の「4 年」とは、厳密に丸 4 年間の在学を求める趣旨とは解されないことから、「、大学に 4 年以上在学し」との文言を削除するなどの改正を行うこととしたものです。卒業の要件に係る専門職大学設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準における改正についても、同様の観点から行うこととしたものです。

Q 47. 今回の改正により、どのようなことが可能になるのでしょうか。

今回の改正は、修業年限は厳密に丸 4 年間在学することを求めるものではないことを明確化するものですが、これにより、いわゆる 9 月入学をした学生が、学期の区分に従い、7 月に大学を卒業し、サマースクールに参加後、同じ年の 9 月に海外の大学院に進学するといったことについては、解釈上の疑義を生じることなく可能となります。この場合も、学校教育法施行規則の規定に基づき、学年の途中における学生の入学及び卒業は、学期の区分に従いこれをさせることとなっていることや、学年や学期等に関する事項は、学則への記載が必要であることに留意が必要です。

Q 48. 大学の修業年限として定められた「4 年（以上）」とは、厳密に丸 4 年間の在学を求める趣旨ではなく、いわば「おおむね 4 年」と解されるということですが、その場合の「おおむね 4 年」に関して、例えば 3 年間の在学と、必要単位数の修得による卒業も許容されるのでしょうか。

今回の改正後も、学校教育法第 87 条の規定に基づき、大学の修業年限は 4 年とすることが引き続き基本となることから、例えば、早期卒業制度によることなく学生に入学後 3 年間で卒業の要件とされた単位数を取得させた上で、当該学生を直ちに卒業させたり、残余の在学期間は休学として形式上は入学から 4 年経過後に卒業させたりするといったことは認められません。

Q 49. 「大学が定める」とは、どのような意味でしょうか。

ここでいう「大学が定める」とは、各大学等が定める「卒業認定・学位授与の方針」に基づいて、学生の卒業の認定や学位の授与がなされることを念頭としたものであり、各大学等が、当該方針と関係のない事柄について、別途卒業の要件として定めることは基本的に想定されません。

校地、校舎等の施設及び設備関係

Q 50. 今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

以下の1及び2のとおりです。

1. 運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂、寄宿舍・課外活動施設等の厚生補導施設について、各大学等の実情や必要性に応じて整備を行うこととするほか、校舎について、教育研究上必要となる教室、研究室、図書館、医務室、事務室を備えることは各大学等に求めつつ、これ以外の施設については、多面的な利活用も想定し、大学等は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えることとするとともに、研究室は、適切な教育研究環境の確保の観点から引き続き必要となることから、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとするものです。
2. 図書館を中心に系統的に整備する資料の例として、電子ジャーナル等を念頭に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えるほか、図書館に閲覧室、整理室等を備えることを求める規定を削除するなど、紙の図書のみを想定したような規定を見直すこととし、教育研究上必要な多様な資料の整備促進等を期待するものです。

Q 51. 今回の改正により、大学等が施設及び設備等の整備が柔軟に行えるようになることで、学生が不利益を被るようなことは生じないでしょうか。

施設及び設備等の整備は、各大学等が教育研究上の必要性等に応じて、適切に判断すべきものであり、例えば、運動場を校舎から遠く隔たった地に設け、学生がその利用に当たり非常に長時間の移動を強いられるなど、学生に対して著しい不利益を生じさせてはならないことは、今回の改正後も変わらないものです。

Q 52. 全ての基幹教員に対し、研究室を必ず備えることとしたのはなぜでしょうか。また、企業等に専ら勤務する基幹教員等についても、同様に研究室を必ず備えることが求められると考えてよいでしょうか。

研究室については、大学における適切な教育研究環境の確保の観点から引き続き必要となるものと考えており、今回、企業等に専ら勤務する基幹教員等も含め、全ての基幹教員等に対して必ず備えるものとしたものです。なお、ここでいう研究室については、従前と同様、必ずしも1人に対し1室備えることは要さず、各教員が研究執務に専念できる環境が適切に確保された、いわゆる共同研究室等でも差し支えないものです。

Q 53. 図書館について、閲覧室、書庫、座席等に関する定めを廃止することにより、教育・研究水準の低下をまねくおそれが高いのではないのでしょうか。

今回の改正は、紙の図書や雑誌等を中心に、利用者が直接来館することを前提とした規定について、電子化やIT化を踏まえた規定に見直したものであり、各大学等の実情に応じ、引き続き設備面での充実等も図られていくものと考えています。

教育課程等に係る特例制度関係

【全般について】

Q 54. 今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

大学等において、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度を新設することで、基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組の促進と、その効果検証を踏まえ、今後の大学設置基準の改善等につながることを期待するものです。

Q 55. 設置基準等における本特例制度関係の各規定が必ずしも具体性がないようにも思われ、制度が恣意的に運用される可能性があるのではないのでしょうか。

本特例の認定に当たっては、大学設置、大学教育等に見識を有する者から構成される有識者会議（運営委員会）の公正な審査等を経ることとしており、恣意的な運用にはならないものと認識しています。なお、認定後は年1回の実施状況報告が必要となるほか、万が一、運用に問題点等が疑われる場合の報告徴収や認定取消しの規定を設けています。

Q 56. 大学を新設する場合に、特例制度の認定を併せて申請できるのでしょうか。また、学部等の新設に合わせて、特例制度の認定を申請できるのでしょうか。

機関別認証評価を受審した上で、適合認定を受けていることを要件としているため、新設の大学は、この適合認定を受けるまでは本特例の対象外となります。学部等の新設を検討している場合は、開設予定年度と合わせて特例制度の始期を設定し、認定を申請することは可能です。

Q 57. 本特例制度の認定申請と、大学等の設置認可の申請との関係はどうなっていますか。

両申請は別の手続となりますので、それぞれの観点から審査を行い、認定・認可がなされることとなります。

Q 58. 特例を申請するに当たり、期間を定めることになっているのはなぜでしょうか。また、当該期間の終了時に特例対象学部の途中年次に在学している学生は、期間終了に伴い特例として認定された先導的な教育を受けられなくなってしまうのでしょうか。

特例制度は、今後の設置基準の改善等も見据えて創設したものであり、実施状況の検証を適切に行うことを念頭に、このような規定を置いたところです。延長を希望する場合は、延長申請をすることも可能です（運営委員会による審査等を経て、再び認定を受けることが必要。）。また、当該先導的な取組を実施している学部等に、その実施期間中に入学した学生がいる間は、当該取組を実施することは可能です。

Q 59. 教育課程等に係る特例制度の申請は、必ずしも大学全体ではなく、特定の学部・学科に限った形で行うこととしても差し支えないと考えてよいのでしょうか。また、大学院は今回の特例制度の対象外ということになるのでしょうか。

お見込みのとおりです。教育課程等の特例制度の認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、学内全ての組織で直ちに全ての特例対象規定によらない教育活動が行えるわけではなく、自ら申請した「学部等」「特例対象規定」と、認定を受けた「認定期間」の範囲内で、先導的な取組の実施が可能となります。例えば、複数の学部等を対象とすることを希望する場合は申請時に含めるか、別申請としていただくことが必要となります。また、大学院は今回の特例制度の対象外です。

Q 60. 特例制度について、特例対象学部とそれ以外の学部が生じることとなることが想定され、学則上の適用規定を書き分ける必要があるのでしょうか。

本特例制度の活用に当たっては、在学生や入学希望者等に対する配慮の観点から、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表することが必要となります。なお、先導的な取組は学位プログラム単位で実施することが想定されることから、学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）の単位で申請を受け付けることとしていますが、制度上は複数の学部や全学による申請も可能です。ただし、学部等の一部に限って先導的な取組を行うことは認められませんので、必ず学部等を最小単位として申請してください。

【機関要件について】

Q 61. 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令和4年文部科学省告示第131号。以下「認定規程」という。）において、いわゆる機関要件として「教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること」とされていますが、具体的にどのような点が確認されるのですか。

大学等の内部質保証の体制整備について、大学等のホームページにおける掲載情報等のほか、認証評価で改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況の提出を求めることとしています。

Q 62. 認定規程において、いわゆる機関要件として「教育研究活動等の状況を積極的に公表していること」とされていますが、具体的にどのような点が確認されるのですか。

大学等の積極的な情報公表について、「教学マネジメント指針」に示された情報公表事項の例を参考にしつつ、大学等として特に積極的に行っている情報公表の内容の記載を求めることとしています。

Q 63. 認定規程において、いわゆる機関要件として、申請の日五年以内において「法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと」がないこととされていますが、具体的にどのようなことですか。

大学等の設置者として法令違反等を行っていないことをいいます。役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものは、ここでいう法令違反等に含まれます。違反対象の法令としては、主に学校教育関連法令を想定していますが、例えば労働基準法違反も含め、事業者として適用される全ての法令が対象となります。なお、上記のような法令違反全般や寄付行為等違反に関し、現在は是正されている一時的な基準違反などの場合は、その内容や改善状況等を審査において確認し、改善等が図られていると認められるときは、ここでの欠格事由とはしません。

Q 64. 認定規程において、いわゆる機関要件として、申請の日五年以内において「財政状況が健全でなくなったこと」がないこととされていますが、具体的にどのようなことですか。

高等教育の修学支援新制度における「経営要件」を満たさない状態となっていないことをいいます。すなわち、申請の日前五年以内において、以下の1～3全てに該当する大学等（国公立の大学等は除く。）でなかったことをいいます。

- 1 その設置者の直前3年度の全ての収支計算書において「経常収支差額」がマイナスであること。
- 2 その設置者の直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がマイナスであること。
- 3 直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満であること。

Q 65. 認定規程において、いわゆる機関要件として、Q 62・Q 63のほか、申請の日前五年以内において「教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと」とされていますが、具体的にどのような例を想定していますか。

例えば、不適正な管理運営により私学助成が全額不交付となった場合などを想定しています。

【申請計画書について】

Q 66. 認定規程には「先導的な取組」とありますが、どのようなものであれば「先導的な取組」と認められるのでしょうか。何かメルクマールがあるのでしょうか。

特例制度の活用に当たって、取組の先進性についての明確なメルクマールは設けられておらず、各大学等において適切に説明いただくことが必要となります。なお、審査結果の予見可能性を高める観点から、先導的な取組の構想イメージを示していますので、各大学等での検討に当たり適宜参考にしてください。

Q 67. 複数の特例対象規定を組み合わせて申請することは可能ですか。

可能です。申請計画書に、特例対象規定とする条項を全て明記いただくようお願いします。

Q 68. 申請に当たり、申請計画書には、どの程度具体的に先導的な取組の内容を記載する必要があるのでしょうか。個々の授業科目レベルで、教育内容が確定していることが必要でしょうか。

個々の授業科目レベルで教育内容が確定していることまでを求めるものではありませんが、教育課程編成の基本的な考え方のほか、授業科目や教育活動の概要、教員等も含めた教育実施体制の確保、成績評価の際の留意点等について、可能な範囲で具体的に申請計画書に明記いただくようお願いします。なお、審査の過程で、申請計画書に係る改善点等の指摘や、内容面についての質問がなされる可能性がありますので、ご承知おきください。

Q 69. 認定規程において、「先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠」を示すこととされていますが、何らかの実証的なエビデンスを示す必要がありますか。

必ずしも実証的なエビデンスを示すことは要しませんが、定性的な記載であっても、教育研究水準

の向上が見込まれることに関し、先導的な教育の実施が、申請目的を達成する上で必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であり、大学の教育研究水準の向上に資することや、特例対象規定の規制緩和が、先導的な教育を行う上で必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であることについて、具体的に記載いただくことが必要です。

Q 70. モデルケースに沿った内容で申請することが示されていますが、どのような趣旨で設けられた仕組みなのでしょう。また、モデルケースは公表されているのでしょうか。

モデルケースの提示により、審査結果の予見可能性を高めるとともに、スピーディーな確認・審査プロセスによる速やかな認定・取組開始が期待されます。モデルケースについては、※解説資料のP17,19に公表しています。

※解説資料とは、文部科学省ホームページに掲載されている資料である。以下Q 76、Q 80において同じ。
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_05.pdf

Q 71. モデルケースに沿って申請する場合、その旨（モデルケースに沿った取組であること）を明記する必要はありますか。

明記する必要はありません。

Q 72. モデルケースに沿った申請をしたつもりでも、審査の中でモデルケースに沿ったものとは言えないと判断されることがありますか。その場合、申請をやり直すことになるのでしょうか。

審査において、モデルケースに沿ったものとは言えないと判断されたとしても、審査自体は継続して行うこととなります。ただし、Q 73 への回答にある「より簡易な審査（確認）」の対象とはなりません。

Q 73. モデルケースに沿った内容で申請する場合、審査の方法等も異なるのでしょうか。

モデルケースに沿った申請内容である場合、あらかじめ示されたチェックポイントを満たしているかどうかの確認を行うことを中心としたより簡易な審査（確認）により、認定を行うこととしています。

Q 74. モデルケースに沿った内容で申請する場合、示されたモデルケースと完全に同一であることが求められるのでしょうか。

先導的な教育の実施内容がモデルケースに沿っていることは必要ですが、モデルケースと完全に同一であることは求めず、取組の方向性が同じであれば、厳密な同一性は問わないこととしています。

Q 75. モデルケースによらない取組を行うことを考えていますが、申請は可能でしょうか。

可能です。モデルケース以外についても、型にとらわれない、各大学等の創意工夫による多様で先導的な取組を対象に審査を行い、認定の可否を判断することとしています。

【申請手続・スケジュール関係】

Q 76. 申請に当たってどのような書類を準備すればよいのでしょうか。また、これらの書類の作成要領等は示されているのでしょうか。

申請書、申請計画書及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類を作成してください。具体的な記載の方法等については、「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項」（令和4年11月8日文科科学省高等教育局長決定）のほか、解説資料や本Q & A も併せてご確認ください。なお、具体的な申請手続については、「教育課程等特例認定大学等の認定の申請等について」（令和4年11月8日付け文科科学省高等教育局大学教育・入試課事務連絡）をご確認ください。

Q 77. 申請計画書の作成に当たり、フォントサイズの変更や、アンダーラインの追加等を行うことは可能でしょうか。

可能です。ただし、申請計画書は4ページ以内を目安としているところ、フォントサイズを極端に変更することは避けていただくようお願いします。

Q 78. 申請に当たって、事前に相談することはできますか。

可能です。詳細は「Web相談の受付」からご確認ください。

Q 79. 複数大学等で連携した取組を行う場合、共同（連名）で申請する必要がありますか。

特に大学間連携による特例対象規定の規制緩和を中核とする取組については、共同（連名）による申請が望ましいものです。

Q 80. 認定の申請後、審査はどのような手順で、また、どのような観点から行われるのでしょうか。

審査については、文科科学省における申請計画書等の確認の後、運営委員会における書面審査（必要に応じて面接審査も実施）を経て、運営委員会として認定の可否の判定を行います。運営委員会は、審査過程で改善点等を指摘するほか、「不可」の判定を行う際、その理由及び改善点等の指摘事項を付すこととなります。運営委員会の判定（審査結果）を踏まえ、文科科学大臣が認定（不認定）を行います。審査の観点としては、申請計画書について、記載すべき内容が明らかにされているかといった点のほか、当該大学等の人材養成の目的と、本取組による先導的な教育内容とが整合的かといった記載項目横断的な点を確認することとなります。詳細は解説資料P22をご確認ください。

Q 81. 令和4年度における申請から認定までのスケジュールはどのようになっていますか。

令和4年度は、11月8日より申請を受け付け、12月28日を第一次締め切りとします。同日までに申請があったものについては、令和5年1月以降、審査を開始し、早ければ同年3月にも認定を行うことを想定しています。また、同年3月31日を、申請の第二次締め切りとしており、同日までに申請があったものについては、以降、順次審査を行っていくこととなります。

Q 82. 令和 5 年度以降も継続して申請を受け付ける予定ですか。受け付ける予定であれば、申請期間は、年何回ほど設けられる予定ですか。

令和 5 年度以降も継続して申請を受け付ける予定です。申請期間については、複数設けることも含め、今後改めてお知らせします。

【その他関係】

Q 83. 認定を受けた後で、申請計画書の内容を変更することは可能でしょうか。

可能です。ただし、先導的な教育を行う学部等及び特例対象規定を変更する場合には、運営委員会による審査等を経て、再び認定を受けることが必要となります。これら以外の項目を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければなりません。なお、申請計画書の内容に影響しない誤字脱字等の修正等については、届出も不要です。

Q 84. 特例制度の対象として一度認定されても、その後、取消しを受けることもあるのか。

先導的な教育の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなった場合等には、一度受けた認定が取り消されることもあり得ます。認定が取り消された場合も、認定期間中に入学した学生がいる間は、当該取組を実施することは可能です。

Q 85. 認定規程において、教育課程等特例認定大学等が作成し提出することとされている「実施状況報告書」や「教育効果検証報告書」は、どのように作成したらよいのでしょうか。

認定後のスキームの一環として作成いただく「実施状況報告書」及び「教育効果検証報告書」に記載すべき事項等の具体的内容は、第 1 サイクルの申請状況を踏まえ、その審査を行う運営委員会で改めて審議の上、決定する予定としています。

その他関係

Q 86. 1 年間の授業期間に係る今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則としていた改正前の規定について、定期試験等の方法も多様化していることや、1 年間の授業期間に定期試験等の期間が概念上含まれることは明らかであることから、「定期試験等の期間を含め」との文言を削除することとしたものです。今回の改正後も、各大学等の判断により、1 年間の授業期間中に定期試験等の期間を定めることが可能であることは、従前と変わりません。

Q 87. 各授業科目の授業期間に係る今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

各授業科目の授業は、原則として 10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うものとし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、これ以外の期間を定めることも可能としていた改正前の規定について、国際化を通じた教育研究力の向上等の観点から、学事暦の多様化・柔軟化の促進が要請されていることを踏まえ、各授業科目の授業期間を 10 週又は

15週を原則とすることを改め、8週、10週、15週の期間を例示しつつ、大学の判断により、多様な期間が設定できること等を明確化したものです。

Q 88. 単位の授与に係る今回の改正の趣旨はどのようなものですか。

大学は一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしていた改正前の規定について、従来、当該規定上の「試験」には、レポート等の多様な学修評価方法を含むと解釈してきていること等を踏まえ、当該規定を削除するとともに、多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化したものです。なお、単位の授与に当たっては、各大学等における厳格な成績評価が求められるものであることに留意が必要です。

Q 89. Q 86～Q 88 関係の改正については、多くの大学等において改正前の設置基準を引用して学内規程等が整備されていると考えられますが、今般の設置基準改正に合わせて、学則を変更する必要がありますか。

各大学等の学則には、今回の改正前の規定を引用している例も多く見られるところ、今回の改正に合わせて、各大学等において考え方を再整理した上で、学則改正の要否について検討することが必要です。ただし、直ちに当該改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

Q 90. 今回の改正は令和4年10月1日が施行日とされていますが、経過措置等は置かれているのでしょうか。

今回の改正については、現に設置されている大学等に対する基幹教員、校舎及び研究室に関する各規定の適用については従前の例によることができることとし、大学の準備が整ってから適用することも可能としているほか、以下の経過措置を設けています。

- ・施行時に設置認可審査を受けている申請（令和5年度開設等）や施行日前の設置等に係る届出については、改正前の規定を適用すること。
- ・令和6年度に行おうとする設置等の認可の申請に係る審査や令和5年度・令和6年度に行おうとする設置等の届出については、大学等の選択により、改正前の規定を適用することも改正後の規定を適用することも可能であること。
- ・令和7年度以降に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、改正後の規定を適用すること。（ただし、改組を大学等の一部の組織（学部・学科等）で行う場合であっても、大学全体に改正後の規定が適用されるため、改組に当たっては事前に全学的な確認・準備が必要です。）

■短期大学設置基準改正に伴う認証評価の今後について

一般財団法人大学・短期大学基準協会
短期大学認証評価委員会委員長
日本私立短期大学協会 副会長
鹿児島女子短期大学 理事長・学長

志賀 啓一

はじめに

筆者は2022年6月に一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下「基準協会」という）の短期大学認証評価委員長の役職を拝命することとなった。その矢先、10月1日に施行された大学設置基準等（以下「設置基準」という）の改正を受けて、この度、今後の認証評価について寄稿を依頼された。日本私立短期大学協会の会員校におかれても、学則や教育課程等の変更の必要性について、協議されているところも多いと思われる。設置基準改正の全体的な概要については、本誌に文部科学省による説明も掲載されているので、詳細はそちらをご参照されたい。本稿においては、設置基準改正によって基準協会の評価基準のどの部分に変更される可能性があるのか、またその際には各会員校はどのようなことに留意すべきか、といったことをまとめさせていただいた。ただし、この原稿を執筆している2022年11月末時点においては、第3評価期間の評価が残り2年であること、設置基準の経過措置がかなり弾力的であることなどから、第3評価期間における大幅な基準改正等は予定していない。2025年度以降の第4評価期間に向けて情報収集をしつつ、来年度及び再来年度については、現行基準をベースとしながらも、臨機応変に対応せざるを得ないのが現状の方針である。これらについては、他の評価機関も、まだ検討中としながらも、同様の措置をとる予定であると伺っている。

したがって、本稿は基本的に認証評価委員会委員長の私見であり、今後、基準協会内で協議を重ねながら決定していく前段階のものであることをご承知おきいただきたい。その上で、設置基準改正に伴い組織や教育課程の変更を検討している会員校においては、課題を整理する一助となれば幸いである。

なお、本文中「文部科学省の説明によると」という引用については、特段の説明がない限り、文部科学省のホームページに掲載されている説明資料からの引用である。また、引用条文については、「短期大学設置基準」ではなく「大学設置基準」の条項であるので、お間違いのないようお願いしたい。

[令和4年度大学設置基準等の改正について：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp) ➔



基準 I 建学の精神と教育の効果

短期大学評価基準に示す基準 I の評価基準は、以下の通りである。

A 建学の精神

- 1 建学の精神を確立している。
- 2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

B 教育の効果

- 1 教育目的・目標を確立している。
- 2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。
- 3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。

C 内部質保証

- 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。
- 2 教育の質を保証している。

基準協会の評価の特色としては、設立当初より学習成果を基軸とした教育の質保証を評価基準の中心に据えてきたことにある。これは 2003 年から欧州高等教育圏において国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになったことに端を発しており、基準協会としても学習成果とその査定の仕組みを明確化し、PDCA サイクルを確立しているかどうか、重点的な評価項目となっている。今回の設置基準改正に際し、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について (審議まとめ)」においても、以下の点がまとめられている。

- ・大学教育の質保証の単位である学位プログラムは 3 つのポリシーに基づいて編成されるものであり、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを理念上明確にする。
- ・内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にする。

逐条ごとの引用は省略するが、この方針を踏まえ、省令第一条、第二条の二、第十九条において、三つの方針に基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行う旨、規定上明確化されている。これらについては、むしろ従前より基準協会では基準 I - B、C において明記していたものであり、設置基準の方が国際通用性を意識し、その方針をより明確にしてきたともいえる。

ただし、設置基準改正においては、三つの方針に基づく教育改革の実現が基軸に規定されているのに対して、基準協会としては学習成果こそが基軸であるという考えであり、趣旨は変わらないものの、その表記や関連の付け方については、ずれがあるのは事実である。後述する文部科

学省の用語との差異は、以前より会員校及び評価員からもわかりにくいとの指摘が挙がっており、基準協会としても「学習成果」については、文部科学省の方針と関連付けながら、丁寧に説明をしなければならないと考えている。詳細は基準Ⅱの節で述べるが、ここでは一点だけ解説したい。文部科学省は「学修成果」という用語を使っているが、基準協会においては、「Student Learning Outcomes」の原語を尊重し、直訳に近い「学習成果」という表記で統一している。会員校が自己点検・評価報告書において、どちらを使っているとしてもその旨は指摘しないこととしているが、時折、個々の授業における達成度を以って「学習成果」としている学校が散見されるので、そのような認識でいる場合は、修正をお願いしたい。文部科学省のガイドラインにおいても、学位プログラムごとの三つの方針と関連付けて学修成果の評価について示す旨が記載されており、「学習」、「学修」いずれの表記であっても、個々の授業科目で得られた成果ではなく、学位プログラム（基準協会においては学科・専攻）ごとに、予め何ができるようになるかを示すものが「学習成果」であることをご承知おきいただきたい。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

短期大学評価基準に示す基準Ⅱの評価基準は、以下の通りである。

A 教育課程

- 1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
- 2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
- 3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。
- 4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。
- 5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
- 6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。
- 7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。
- 8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

B 学生支援

- 1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。
- 2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
- 3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
- 4 進路支援を行っている。

先述のとおり、三つの方針と、その基軸となる学習成果については、内部質保証を示す指標として、より重要さが増すものと考えられるため、基準協会の評価基準の方向性としては大きく変わる予定はないであろう。むしろ、一昨年の中期計画策定義務化に加えて、評価結果を踏まえた内部質保証が設置基準において明確化された以上、認証評価機関の役割は益々重くなっていくと考えられる。

まず基準Ⅱ－A－1にあるディプロマ・ポリシーと学習成果の関連性について述べたい。あらためて、基準協会の定義する学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるか」を事前に表明したもので、入学者が短期大学の教育課程を卒業した時に獲得するものことである。基準協会としては、まずは学習成果を明確化し、学習成果を獲得するために三つの方針を体系的に定め、その仕組みを査定（アセスメント）することで、内部質保証を確保できるものとしてきた。一方、中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和2年1月）の用語解説において、「学修成果」は、以下のように解説されている。

「学修成果」は、プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者一人一人が自らの学びの成果として、知り、理解し、行い、実演できるようになった内容。「学修成果」は、多くの場合、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される「学修目標」と対応するものと考えられる。その際、「学修目標」は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学修者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。

このように、趣旨としては変わらないものの、表記や細部のニュアンスについては差異があり、基準協会が「学習成果」と長年かつ先んじて使用している事項について、『「学修目標」と対応する』と異なる形で示されてしまったのは複雑な思いではあるが、表記をどのように捉えていくべきか、第4評価期間に入るまでには検討していかなくてはならないであろう。

また、文部科学省においては、中央教育審議会大学分科会大学教育部会「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月）において、ディプロマ・ポリシーについて、以下のとおりの記述がある。

- ・各大学の教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するよう、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化すること。
- ・「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこと。

これらを踏まえると、文部科学省の方針においては、ディプロマ・ポリシーとして学習成果を示すことが必要であるように捉えることもでき、事実、学習成果とディプロマ・ポリシーが同一であると認識している評価校も毎年相当数存在する。この取扱いについては、評価員研修会や、ALO対象説明会でも述べてきたが、基準協会としては、ディプロマ・ポリシーにおいて獲得す

る学習成果が表明してあり、卒業時にその学習成果が獲得できているとともに、学則に規定してある卒業要件を満たしていることを卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）としているという内容であれば、適格であると判断している。しかし、ディプロマ・ポリシーが身に付ける能力の羅列にとどまり、「学習成果の獲得及び卒業要件の充足を以って卒業認定・学位授与とする。」といった内容の文言がないもの、また学習成果と思われる事項は存在するものの、学習成果と認識されていない場合などは、向上・充実のための課題として指摘することとしている。これらは今後ステークホルダーへの周知も含めて、よりわかりやすく体系だったものが求められる可能性があるため、基準協会においても、どこまで踏み込んで方針のあり方や内容について指摘すべきか、継続して検討していく予定である。会員校においては、現状の3つの方針の表現や学習成果との関連性について確認していただくとともに、もし学習成果に相当する内容の表記が異なる場合であったとしても、基準協会の方針をご理解の上、提出する自己点検・評価報告書においては、その旨記載し、評価基準に適合したものである旨をご説明願いたい。

次に、教育課程に関連する設置基準の改正は、改正点が多数あり、特に基準Ⅱ－A－2については関連の深い観点があるので、以下に詳細に紹介する。

基準Ⅱ－A－2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

文部科学省の説明によると、「授業期間を10週又は15週を原則とするとの考え方を改め、大学の判断により多様な期間（8週、10週、15週を例示）が設定できること等を明確化」「1単位に必要な授業時間数について、授業方法別に基準を定めた規定を廃止」としている（省令二十一条、二十三条）。しかし、「1単位＝授業外学修も含めた45時間の学修を標準とすることは維持」とあるため、これらの観点はおそらく基準協会においても、上記の表記のままとして大きな改正

はないであろう。各短期大学がそれぞれに関連規則等を整備し、責任を持って運用しているかを確認することについては、これまでと何ら変わりがないと思われる。これまでもシラバスの内容は、これらの観点に基づき、15週の授業内容が明記されているか、出席点や欠席点が評価に入っていないか、といったことが指摘として挙げられていたが、これら具体的にチェックすべき事項がやや変わるだけである。ただ、評価する側の立場からすると、諸規則の整備内容や科目によって書式が評価校ごとにあまりに違ってしまうと、評価員に負担がかかるため、文部科学省にはシラバス作成におけるわかりやすいガイドラインの提示等お願いしているところである。

もう一点、留意しなくてはならない改正点としては、文部科学省説明では「現行の整理に即し、レポート等も含めた多様な学修評価方法により、単位を与えることを明確化」したとのことであるが（省令第二十七条）、これは多様な評価方法を認めることにしただけであって、45時間の学修時間が変更されたと誤解されないように、十分注意が必要である。過去にも、試験期間をほとんど設定していない短期大学があったため確認したところ、授業中の小テスト等による成績評価だけで済ませている科目が多数あったため、学修時間を評価時間に充てず、授業時間と別に評価する時間を設定するよう（＝当時では適切な試験期間を設定するよう）改善の指摘をしたことがある。今回の設置基準改正では、評価方法がレポートや発表会等多様な方法でよいことを明確化したものにすぎず、本来学修時間に充てられるべき授業の時間を削って評価する時間に充てて良いという趣旨ではないので、ここは間違いのないようにしていただきたい。15週目の授業日を試験日にすることや、授業中に実施した小テストのみで評価するといった事例は、今後も指摘する予定である。

また、卒業に関連して、修業年限等は設置基準から撤廃され、大学で定めることができるようにされた一方で、卒業単位数の下限が明確化された（省令三十二条）。ちなみに、多くの場合省令は大学・短期大学共通事項であるが、ここについては、短期大学設置基準第十八条で「卒業の要件は、修業年限が二年の短期大学においては六十二単位以上を、修業年限が三年の短期大学においては九十三単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。」とあるので、ご注意願いたい。こちらについても、評価基準や観点の改正はしないが、評価チームによる訪問調査又はオンライン調査時に確認し、対応していただくことが考えられる。これまでも基準協会においては、CAP制については規定していない場合は指摘する事項として第3評価期間の途中で運用を変更してきた事例があり、必要に応じて同様の運用をすると考えられる。

基準Ⅱ－Bについては、学生支援に関する項目についても、基準や観点を改正する事項はないと考えられる。ただし、基幹教員とされた外部からの教員が学生支援をするにあたって、どの程度関わりを持たなくてはならないか、ということについては、今後基準協会においても議論しなければならないことであろう。その他、人員配置や施設設備のことについて、運用面で評価基準として定められているが、適切な配置や設置ができていないかという点については基準Ⅲと重複する部分もあるので、詳細については次節で述べる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

短期大学評価基準に示す基準Ⅲの評価基準は、以下の通りである。

A 人的資源

- 1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。
- 2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。
- 3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。
- 4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

B 物的資源

- 1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。
- 2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

- 1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

D 財的資源

- 1 財的資源を適切に管理している。
- 2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

ここで会員校の皆様が多くが気にするところは、基準Ⅲ－A 人的資源における基幹教員、さらに指導補助員の取り扱いについてであろう。しかし、大変恐縮だが、現時点で方針を述べられる事項は少ない。文部科学省の説明においては、「現に設置されている大学等に対する「基幹教員」「校舎」「研究室」の規定の適用については、従前の例によることができる。」との記載があり、学部新設や改組を目指す場合を除いては、従前の体制のままであることが容認されている状態である。認証評価機関としては、当面の間は新旧どちらの体制であっても評価できるように、表記の変更をすることとなるであろう。ただし、教員数が定員を満たしているかどうかについては、基礎データの提出によって基準協会事務局が事前に確認し、評価員に連絡することとなっているため、それらの計算を評価員に求めることはないと考えられる。一方で、設置基準を満たしていなかった場合には訪問調査又はオンライン調査において評価員に確認をお願いするため、作業が複雑化する可能性はある。基準協会としても、実態の情報収集をしながら対応に当たらざるを得ないと考えられるため、その旨はご理解いただきたい。

次に、基準Ⅲ－A－1、2と3に関連して、文部科学省の説明では、「必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織の編成など、教員と事務職員等の関係を一体的に規定」することとなった（省令第七条）。これに伴い、現行A－1、A－3と分けて記載されている教員組織と

事務職員組織の評価基準について、一体的な記載とする可能性が出てくるであろう。併せて、現行では教育職員と事務職員が同等の権限を持った複数の会議体を設置し機能させている場合、「特に優れた試みとして評価できる事項」として三つの意見に記載する場合もあったが、これが今後当たり前であるとされるのであれば、優れた取り組みとしては記載しなくなる可能性もある。実際のところは、多くの短期大学において、事務職員が委員会組織等に陪席という形であっても参画していることが多く、文部科学省も現状を無理に変えなくてもよいというスタンスである。ここについては、基準改正はするが、実態はこれまでと変わらないであろうと思われる。

また、基準Ⅲ－B、Cにおける物的資源・技術的資源に関連して、文部科学省の説明では「図書館を中心に系統的に整備する資料の例示として、電子ジャーナル等を念頭に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えるほか、図書館に閲覧室、整理室等を備えることを求める規定を削除するなどの改正を行う」ことが示されたが（省令第三十六条）、これに基づいた評価の観点として、関連規則の整備状況を確認することが加わることが予想される。これまでも設置基準における施設設備の緩和は行われてきているが、実際は訪問調査し、施設見学をしてもそれが適正であるかどうか確認することは困難であるため、原則としては自己点検・評価報告書の内容を確認し、設置基準にのっとった施設設備が備えられているのであれば、適格としているのが現状である。

それから、例年評価員より、基準Ⅲ全体、特にA－4の法令遵守関連について詳細に確認のうえ、違反の指摘があがってくるケースがある。過去の事例としては、労務管理が不適切であったケースや、設置基準は満たしているが各種資格取得の養成施設としての課程編成あるいは専任教員配置の基準を満たしていないという指摘があった。これらは同じような専門分野で、同じような学科を設置している短期大学の評価員からの貴重な意見ではあるものの、基準協会で明確に法令違反と判断できるものを除いては、指摘しないか、基準別に表記することに留めているのが現状である。今回基幹教員の考え方が導入された場合、労務契約の在り方などに疑義を唱える評価員も出てくることが想像されるが、法令あるいは政府の方針に明確に違反している場合を除いては、基準協会から指摘できないことをご理解いただきたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

短期大学評価基準に示す基準Ⅳの評価基準は、以下の通りである。

- | |
|--|
| A 理事長のリーダーシップ |
| 1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。 |
| B 学長のリーダーシップ |
| 1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。 |
| C ガバナンス |
| 1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。 |

- 2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。
- 3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

基準Ⅳの内容については、直接改正が検討されるような事項はない。ただし、設置基準改正に伴い学則等を変更する際、適正な手続きが行われているかどうかについては、基準Ⅳに基づいて評価することとなる。

話は逸れてしまうが、2022年末時点では先送りになったとはいえ、近いうちに私立学校法の改正が行われ、評議員の位置づけが変わり、学校法人はそれぞれ寄附行為の変更の必要が迫られることとなるであろう。基準協会としても、それに合わせた評価基準改正をするとともに、評価校が適正な手続きを経て寄附行為を変更し、理事・監事・評議員を選任したか、チェックする必要があるであろう。それだけでなく、現状でも法令違反等が判明した場合は、遺憾ながらそれらを指摘せざるを得ない。近年、相当数の指摘が挙がっていることとして、理事会・評議員会の運営において、コロナ禍を理由に書面決議を行ったり、高齢の監事に配慮して監事が全員欠席のまま開催していたりすることがある。それから、学校教育法施行規則第26条第5項に規定する「学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続」に関する規程を定める必要があるにも関わらず、学則等に記載がないケースが、改正後5年以上経過した現在でも多数ある。他にも、法令改正で学長の権限が強化されたとはいえ、教授会の意見を聞かねばならない事項があるにも関わらず、これを教授会の議を経ず運営会議といった幹部会議のみで議題としてあげているケースや、複数の学部学科がある大学・短期大学においては、全体教授会と学科教授会のどちらが法令で定められた教授会であるのかが不明確であったり、規程と運用実態が乖離しているケースも見られた。これらは毎年横並びで指摘している。

さらに、ある短期大学では、先んじて寄附行為の理事選任条項を変更したことに伴い、旧寄附行為に基づく理事は退任しているとみなして、理事総数が少ない状態で理事会を開催したという事例が発生した。この論理では、寄附行為変更で理事の選任条項を全部変えてしまうと、理事全員がいなくなってしまうが、法令違反かどうかとも判断しがたく、文部科学省に問い合わせたところ、明確な法令違反状態ではないとの判断であったので、「向上・充実のための課題」として三つの意見に記載することとした。こういった寄附行為変更、理事・監事・評議員の選任については、今後私立学校法が改正された際には、ほぼ全ての学校法人が対象になるであろうことから、学校によって変更内容や理事・評議員選任手続きが大幅に変わることで、評価に混乱をきたす可能性がある。これらについては、今後も文部科学省の見解を確認した上で、基準協会においても方針を明確にし、発信していく予定である。

むすびに

今回は、設置基準が改正されたばかりであったため、今後の方針も明確でない中の執筆になってしまい、不確定な表現が多くなってしまったことをお詫び申し上げます。総論としては、設置基準は規制緩和とも受け取れるような改正であったものの、政府が定めていた事項を大学がより弾力的に決めてよくなっただけであって、それができていなければ今後も認証評価機関としては指摘せざるを得ないということである。評価校の皆様におかれては、これまで以上に自主性と公共性の両立が必要になったことをご留意いただければ幸いである。

基準協会のみならず全ての認証評価機関に言えることだが、認証評価機関は監査機関ではない。法令上や諸規則が遵守されているというのは大前提で、その上で主に内部質保証がなされているかを評価する機関である。各認証評価機関の理念や方針には、表現の違いこそあれ、各大学の主体的な改革・改善・質の向上など、前向きに大学・短期大学を支援する旨が記載されている。しかしながら、他の機関の評価結果を眺めてみても、基準協会の基準Ⅲ、Ⅳに相当するガバナンスに関する事項について、多くの指摘があがっているのが現状である。そして、認証評価機関は、その現状を評価し指摘することはできるが、指導する権限があるわけではないため、具体的な対応方策については、各学校の自浄能力に委ねるしかない場合もある。

今回の設置基準改正に伴って何が変わるかということよりも、これまでもこれからも、短期大学を取り巻く環境の変化に対応し、日常的に不断の見直しをしていくことが求められる。それらを踏まえた上で、認証評価の趣旨をご理解いただき、本来の内部質保証の改善支援という目的に沿った評価をしていきたいと、切に願うものである。

■ 大学分科会質保証システム部会における議論について

中央教育審議会大学分科会
質保証システム部会臨時委員
関西外国語大学短期大学部 学長

谷本 和子

2022年3月に、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会より「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について¹⁾」(以下「審議まとめ」という)が出された。その「審議まとめ」では、現在の高等教育の質保証システムを「一定程度機能している」と評価する一方で、「学修者本位の大学教育の実現」と「社会に開かれた質保証の実現」の観点から、これからも国や大学関係者がエビデンスに基づいた分析・評価を行い、質保証システムの改善・充実に努めていくことを求めている。そのような改善・充実に向けて、先進的な教育研究活動について大学の裁量をより高める方向性が示され、今後は各大学の自主的・自律的な内部質保証の取り組みがより一層求められることになる。本稿では、そのシステム部会における議論を踏まえた上で、筆者の所感を交えて「審議まとめ」を概観し、その論点について述べるものである。

1. 背景

質保証システム部会は、2018年に策定された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の答申(以下「グランドデザイン答申」という)に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行うことを目的として2020年6月に設置されたものである²⁾。その「グランドデザイン答申」では、高等教育の学修者本位の教育への転換が謳われ、高等教育における教育の質保証のあり方を「抜本的に見直す」必要性が指摘された。少子高齢化やSociety5.0、グローバル化の進展などにより、日本の社会や経済環境が大きく変化する中で、これまで以上に大学教育に対する期待が高まっており、各大学・短期大学がそれぞれの特色を発揮して「教育の質」を高めていくことが重要とされた。また、高等教育の質保証システムを見直すにあたり、「保証すべき高等教育の質とは何か」を問い直すとともに、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にして、学生が自らの成長と学修の成果を実感できる実践的な教育、各大学の個性を発揮できる多様な教員組織、魅力的な教育プログラム等を実現していくことが求められたのである。

そのような指摘を受けて、質保証システム部会では高等教育における質保証の仕組みの検証を行い、時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の「抜本的な」見直しなどについて、2020

年7月から1年9ヶ月にわたり14回の集中的な審議³を重ねた。第10期（2020年度）は有識者や関係団体等からの意見聴取を進めながら、「質が保証されている大学」や質保証システムの全体像の中で質を保証するための基準や観点、仕組みについて共通理解を深め、具体的な質保証システムの見直しに係る審議に入るための足場固めの議論を展開した。そして第11期（2021年度）では、第10期における論点を踏まえて「学修者本位の教育の実現」と「社会に開かれた質保証の実現」を大きな方針として位置付け、定員管理の在り方や遠隔教育等の活用、大学設置基準を含む諸制度について具体的な審議が行われたのである。

そのような審議を進めるにあたって、質保証システムにおいて保証すべき「質」とは何かについて意見を交換し、その前提となる「大学の在り方」について活発な議論が交わされた。また、部会の発足が新型コロナウイルス感染拡大によって各大学・短期大学がオンライン授業に移行した時期と重なったことから、時間的・空間的制約の緩和やMOOC、国際的な大学間連携、ハイブリッド型教育、遠隔教育の単位数上限算定の考え方等についても活発な意見交換が行われた。社会が大きく変動する中で、各大学が創意工夫に基づく先導性・先進性のある教育研究活動に取り組むために、現行の設置基準等が足枷になってはならない。しかし、その規制の緩和を進める際に全体的なバランスをみながら慎重に行わなければ、高等教育の質低下を招きかねない。そのような観点から、保証すべき最低水準を厳格に担保しながらも、従来の枠組みにとらわれない柔軟な仕組みや、その在り方について議論が深められたのである。

2. 「大学の在り方」と保証すべき「質」について

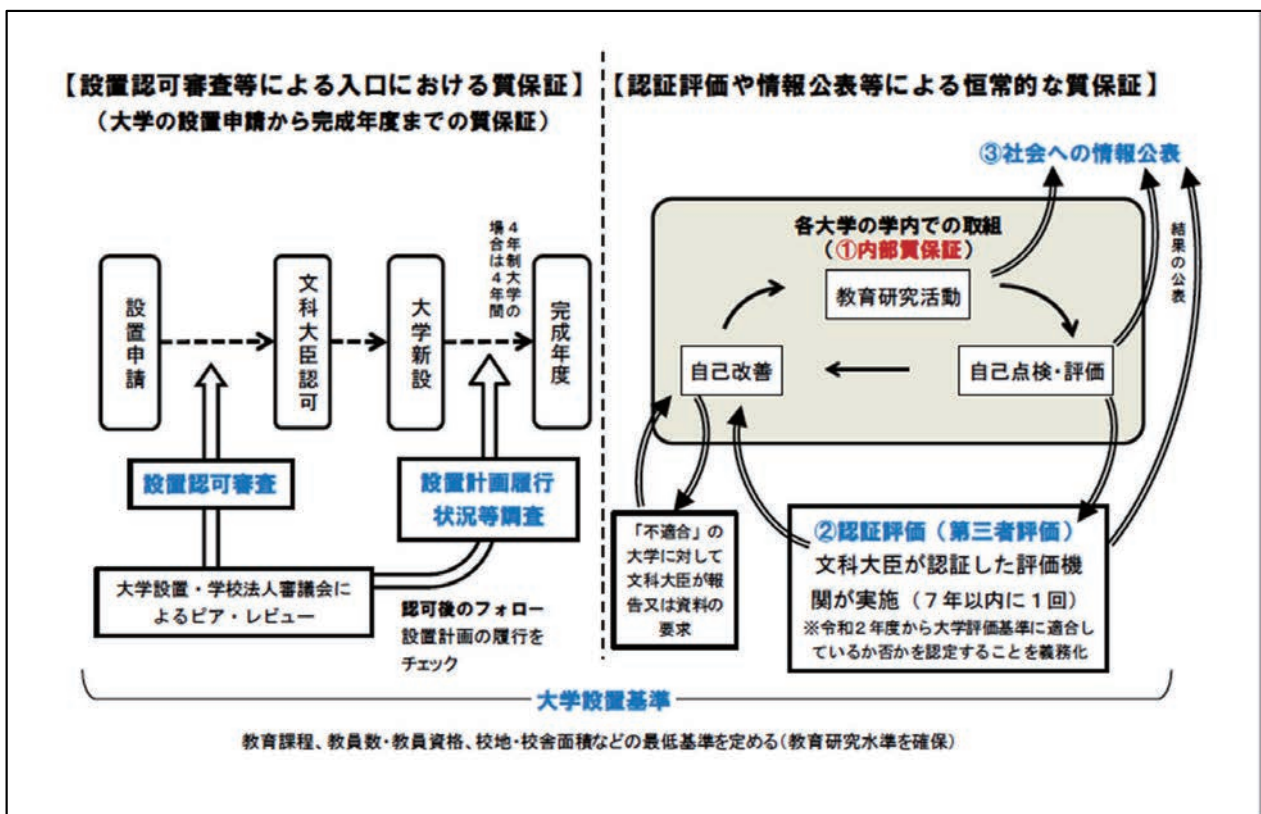
大学は「学術の中心」として「教育」と「研究」を通して「成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことを目的としている⁴。その目的によるならば、質保証システムで保証すべき「質」とは「教育研究の質」であり、社会の発展に寄与するために、教育研究の成果を提供できることであるといえる。そして「教育の質」とは「学生の学びの質と水準」であり、それは学生が学びたいことを学べる条件や環境を整備することによって、各大学・短期大学が学生一人ひとりの成長を図るものである。これは学修者の立場からは「学修の質」と捉えることができ、「教育の質」を論じる際に「学修の質」も意識する必要があるといえよう。一方、「研究の質」はこれまであまり質保証システムの対象とはされなかったが、専門的で実践的な学びを提供しながら優れた研究成果を創出するために、研究環境を整備・充実する必要性が指摘されたのである。

3. 質保証システムの在り方と改善・充実の方向性

現在、日本の公的な質保証システムは、大学として最低限必要とされる水準を満たしていることを保証する事前規制の長所と、設置認可後の大学の質を恒常的に保証する事後チェックの長所

を組み合わせた仕組みになっている。そのような質保証システムは、大学設置基準、設置認可制度、認証評価制度、情報公表によって構成されている。具体的には図表のように、事前規制である設置認可審査において大学設置基準や関係法令等への適合を確認し、認可後の大学・短期大学の教育の質については第三者による認証評価と情報公表によって事後チェックが行われている。このような二重のチェック体制の成立は、1991年の大学設置基準の大綱化を起点としている。その大綱化を受けて大学制度全体への規制が緩和され、大学設置後の質保証が事前規制型から事後チェック型へと移行したのである。そして事後チェックでは、第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制が整備されていった。その際に重要視されたのが、「内部質保証」である。その内部質保証とは、各大学・短期大学が自らの責任によって教育研究活動の点検・評価を行い、その質を維持し向上につなげる仕組みのことである。

図表 我が国の大学の質保証のイメージ図⁵



今回の「審議まとめ」においても、先述の公的な質保証システムの責任を強く求めながら、各大学・短期大学の自主性・自律性に基づく自己改善への努力と、社会に向けた説明責任の重要性をより明確に指摘している。つまり内部質保証の在り方が重要な論点の一つとなっており、大学教育の質保証の単位である学位プログラムが3つのポリシーに基づいて編成されること、そして各大学における内部質保証が、学位プログラムを基礎として行われること等が重要な観点として指摘されたのである。

さらに認証評価制度の見直しにあたり、各認証評価機関が行う質保証についての考え方や、内

部質保証の有効性を確認するために必要とされる仕組みについても審議が行われた。例えば、評価結果の内容が良好の場合、次回の受審を弾力化するなどのインセンティブを与えること、認証評価に係るプロセスを効率化することで受審負担を軽減すること等が、委員の意見としてあがった。その一方で「不適合」となった場合は、より厳格性のある事後措置として受審期間の短縮化などが論じられたのである。

そのような経緯を経て、「審議まとめ」では現行の質保証システムが「一定程度機能している」と評価し、これからの改革の方向性を「見直し」ではなく「改善・充実」としている。これは「抜本的に見直す」必要を述べた「グランドデザイン答申」よりも緩やかで、現実的な方向性であるといえ、これまでの各大学・短期大学の自主的・自律的な改善への努力を認めるものとなっている。また「審議まとめ」では、質保証システムを構成する諸制度の改善・充実の方向性として「学修者本位の大学教育の実現」と「社会に開かれた質保証の実現」を方針として提示し、4つの視座を設定した。それらは、①客観性の確保、②透明性の向上、③先導性・先進性の確保（柔軟性）、④厳格性の担保である。

この4つの視座が、それぞれ相互に関係し合うことに留意したい。例えば、質保証への「厳格性」の要請と、教育研究における「先進性」のために「柔軟性」を向上させることは、トレードオフの関係となりうる。また、情報公表や成果報告を通して「透明性」を向上させることは、学生や保護者、社会一般からの確認・評価を促し、それは「厳格性」の担保につながるものとなる。このような社会との相互作用への視点を踏まえて、事前規制から事後チェックに至る全体のバランスに留意しながら質保証システムの改善・充実を図っていく方針が提示されたのである。

4. 「審議まとめ」の論点

質保証システム部会では、現行の質保証システムについての「抜本的な見直し」は必要ないとの判断であったが、新しい意欲的な取り組みを奨励するにあたり現行の制度が足枷とならないために、柔軟性のある仕組みが議論されていた。そのような議論が集約された「審議まとめ」には、改善・充実に向けての考え方や提言が記載されている。以下では、その改善・充実に向けた考え方を踏まえて5つの論点について述べたい。

(1) 学位プログラム

本部会の議論では、学位プログラムのあり方が強調された。具体的には、学位プログラムを大学教育の質保証の単位として位置付け、その学位プログラムが3つのポリシーに基づいて編成されているか、各大学における内部質保証が学位プログラムを基礎として行われているか、その学位プログラムごとに学修成果が把握されているか等が重要な観点となった。さらに、そのような観点を踏まえた上で、学修者本位の大学教育の実現に向けて、内部質保証による教育研究活動への不断の見直しが行われていることを、理念上明確にすることが提言されたのである。

(2) 専任教員から「基幹教員」へ

クロスアポイントメント等の多様な働き方が見られる現状を踏まえて、ひとつの大学で教育研究に従事するという専任教員の概念を、基幹教員に改めるものである。留意したいのは、常勤以外の教員でも一定以上の授業科目を担当して教育課程の編成に責任を持つ場合、大学設置基準において必要とされる教員数への算入が認められる点である。この改正によって他大学・学部の教員を基幹教員として採用することが可能になるため、教員が足りない分野を補充することにより既存の教育課程の充実を図ることができる。また、民間からの教員登用の可能性が広がり、必要とされる最低限の基幹教員数を満たしていれば、学部・学科の設置が可能となることから、新しい分野への学部新設が期待されるものである⁶。

(3) 「特例」を認める制度の新設

この「特例」とは、内部質保証の仕組みが整備され適切に機能している大学・短期大学に対して、教育課程等に関する特例を認める制度を新設するものである。これは大学・短期大学の創意工夫に基づく意欲的な取り組みを促進し、今後の大学設置基準の改善につなげることを目的としている⁷。今のところ、その特例事項には遠隔授業による修得単位上限、単位互換上限、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等が考えられており、対象となる大学・短期大学は大学設置基準の要件緩和によって、意欲的で斬新な教育研究活動に挑戦することが可能となる。

(4) 定員管理

大学・短期大学の質保証において、定員管理の在り方は教育環境の確保等から重要な論点であり、「基盤的経費の配分」という政策上の運用と「設置認可申請等における取扱い」という2つの観点が存在する。質保証システム部会では、定員管理を教育研究活動に必要な資源や環境を担保するための仕組みと捉え、政策上の運用について一定程度の弾力化を求めている。その上で、現行の入学定員に基づく単年度の算定を、収容定員に基づく複数年度の算定へと改めることを提言している。さらに、留年者や長期履修生等の修業年限を超えて在籍している学生については、一定の条件において控除することで、成績管理の厳格化・明確化との両立が図られる仕組みとするなどの定員管理をめぐる質保証についての考え方を示している。

(5) 質保証を担う教職員の資質能力の向上

「審議まとめ」では、教員と事務職員、そして各種組織に関する規定を一体的に再整理することが提言された。これは、教員と事務職員が適切な役割分担の下で協働し、組織的に連携できる体制を構築することで、より一層の教育研究活動の充実と質向上を期待するものである。そのような教職協働・連携の促進には、各大学・短期大学において、スタッフ・ディベロップメント (SD) とファカルティ・ディベロップメント (FD) の在り方を改善し、組織的に質保証を支える人材を育成するとともに、教職員の資質能力の向上に向けた実践的な取り組みが求められている。

5. 終わりに

質保証システム部会は「社会に開かれた質保証の実現」を検討方針のひとつとしたが、各大学・短期大学は社会の要請に応じて、その説明責任を果たしていく必要がある。また、地域社会や産業界との関係、高等教育を巡る国際的な動向等を踏まえて、教育や研究の成果、学修成果を積極的に公表する姿勢も大切である。積極的な情報の公表は、社会からの信頼と支援につながり、それにより大学・短期大学の教育研究の質の向上という好循環を生み出すことが期待される。以上を踏まえて、これからは社会との相互作用の中で営まれるエコシステムとして質保証システムを捉えていく視点が必要となるだろう。

少子高齢化やグローバル化の進展、そしてコロナ禍等により、社会や経済環境が大きく変化する中で、これまで以上に大学教育に対する期待が高まり、その教育の「質」が問われている。今回の「審議まとめ」は、最低限の水準を厳格に担保する重要性を指摘しつつ、教育研究活動の先導性・先進性の向上に向けて大学の裁量をより高めていく方向を示したものである。今後、基準が変更・見直されるのであれば、各大学・短期大学の自主的・自律的な内部質保証の取り組みがより一層求められるのである。

なお、末尾に「審議まとめ」の概要⁸を添付するので、資料としてご参照いただきたい。

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要		
<p>背景 令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会</p> <p>○ 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせられた形で設計されており、一定程度機能している。</p> <p>○ しかしながら、3つのポリシー（入学受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。</p> <p>⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、 ①最低限の水準を厳格に担保しつつ、 ②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。</p>		
<p>質保証システムで保証すべき「質」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」 ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を 実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境 の整備や充実等についても一定程度確保する必要。 		<p>改善・充実の方向性</p> <p>2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現 ②社会に開かれた質保証の実現</p> <p>4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上 ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保</p> <p>※それぞれの視座は相互関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要</p>
<p>(1) 大学設置基準・設置認可審査</p> <p><改善・充実の方向性> 【学修者本位の大学教育の実現】 ○学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが行われることを明確化。</p> <p>【客観性の確保】 ○分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。 ○「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定に当たり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化した上で注意。 ○「圖書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。 ○大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。 ○実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等</p> <p>【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】 ○「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。 ○機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。 例）遠隔授業による標準単位上履（60単位）、単位互換上履（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校舎・校舎面積基準等</p> <p>○校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。 ○スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等</p>	<p>(2) 認証評価制度</p> <p><改善・充実の方向性> 【学修者本位の大学教育の実現】 ○内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。 ○学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。</p> <p>【客観性の確保】 ○多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。</p> <p>【透明性の向上】 ○各認証評価機関の評価結果の一貫性を持った公表の検討。</p> <p>【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】 ○内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。 ○法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等</p> <p>【厳格性の担保】 ○不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。等</p>	<p>(3) 情報公表</p> <p><改善・充実の方向性> ○「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。 ○「大学入学選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等</p> <p>(4) その他の重要な論点</p> <p><改善・充実の方向性> 【学修者本位の大学教育の実現】 ○遠隔授業に関するガイドラインの策定 ○大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知</p> <p>【客観性の確保】 ○設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。 ○修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等</p> <p>【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】 ○基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定とされているものは、取組定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等</p>

注

- 1 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」2022年3月18日。
- 2 筆者は質保証システム部会委員として第10期(2020年度)と第11期(2021年度)の審議に加わった。
- 3 14回のシステム部会に加えて、作業チーム3回による集中審議が行われた。「審議まとめ」は2022年3月28日に大学分科会(第166回)において了承された。
- 4 学校教育法第83条第2項。
- 5 「質保証システム見直しに係る基礎資料集」p.15。
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_koutou01-000021600_0005.pdf
- 6 「審議まとめ」の留意事項(p.15)において、教育研究の質低下を招かないために、学内外での兼務の条件や取り扱いについて、制度設計の際には留意が必要であると指摘されている。
- 7 現行の制度においても、各大学・短期大学の判断や運用によって柔軟に対応できる取り組みが数多くある。例えば、届出設置による学位プログラムの新設、学部などの連携課程制度、面接授業の特例措置としての遠隔授業の実施等である。詳しくは前述した「審議まとめ」の「別途参考資料」を参照されたい。
- 8 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」概要。
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_koutou01-000021600_0004.pdf

地域貢献と教育の機会均等の実現

～ 私立短期大学 ～

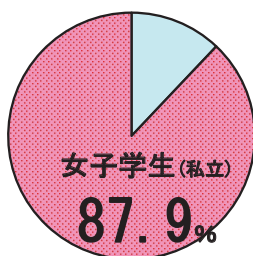
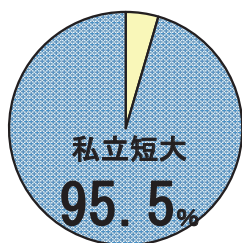
令和4年12月版

☆教育による地方貢献を通して「地方創生」に寄与する

☆すべての国民に高等教育を受ける場を提供する

◇ 短期大学の約96%は私立短期大学であり、全国に幅広く分布

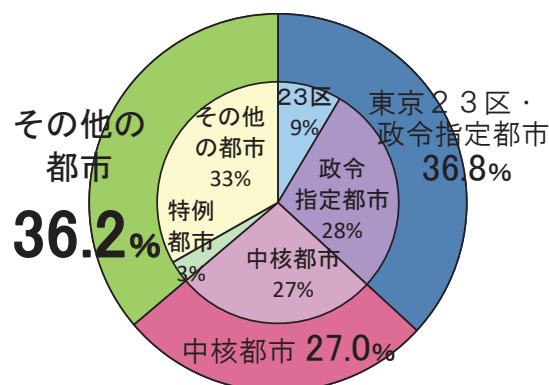
■女子の短期高等教育機関として貢献している



	公立	私立	
学校数	14校	295校	女子学生数(内数)
学生数(本科)	4,971人	86,828人	76,354人

出典：令和4年度学校基本調査

【私立短期大学所在都市規模別分布】

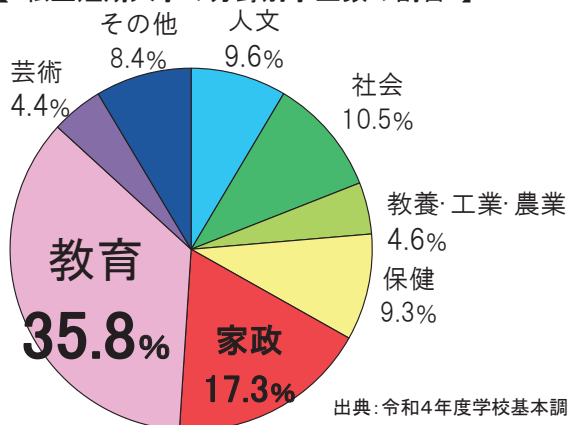


出典：令和4年度日本私立短期大学協会会員校調べ

- 大都市以外の地方中小都市にも多く設置されている
- 短期大学卒業生には、短期大学士の学位が授与される
- 第三者評価機関により、教育の質が保証されている

◇ 多様な人材を養成

【私立短期大学の分野別学生数の割合】



出典：令和4年度学校基本調査

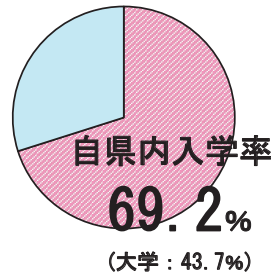
- 教養教育と専門教育の適度なバランスのとれた教育課程
- 少人数教育・担任制度などのきめ細かい学生支援
- 幼稚園教諭・保育士等を養成する教育分野で学ぶ学生が約4割を占める

◇ 地域に根ざした高等教育機関

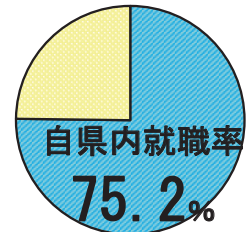
■ 自県内の入学率および就職率が高く、地元志向が強い



- 自宅通学が可能
- 修業期間が短いため学費の負担が低廉
- 地元企業等への就職を意識したキャリア教育や進路指導



出典: 令和4年度学校基本調査



出典: 令和4年度
日本私立短期大学協会会員校調べ

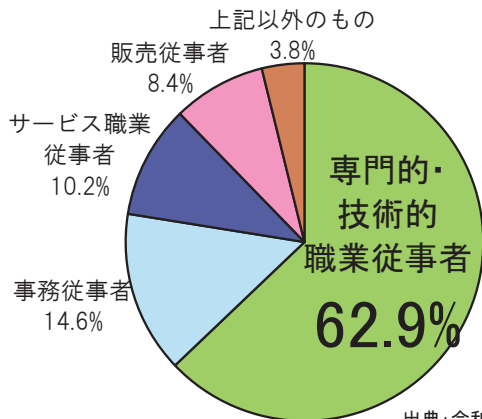
■ 地域コミュニティとしての役割

- 地域のニーズに対応した生涯学習プログラムの実施
- 資格取得やキャリアアップを目指す社会人の学び直しプログラムを提供

◇ 高い就職率と多彩な進路先

- 卒業生の約80%が就職を希望し、そのうち約97%が就職を決定している
- 6割以上の学生が国家資格・免許を有する専門職者として、幅広い分野で活躍
- 一般企業への就職も多く、事務職や営業職等、多彩な職種に就いている

【 職業別就職者の割合 】



出典: 令和4年度学校基本調査

《 専門的・技術的職業従事者 》

幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、
司書、保育士、栄養士、調理師、
製菓衛生士、看護師、美容師、
介護福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、
臨床検査技師、理学療法士、
診療放射線技師、自動車整備士 等

■ 専攻科進学や四年制大学編入、海外への留学で上位資格取得や学びの発展へ

◇ 公的支援の必要性

- 広く高等教育の機会を提供し、地域社会に貢献
- 生涯学習やリカレント教育の高まりへの対応
- 地域における人材育成
- 女性の活躍推進
- 特色を活かした教育の維持向上
- 小規模校が多く、財政的に厳しい環境



私学助成等の
公的支援の充実が
不可欠

日本私立短期大学協会

[令和4年4月1日現在]

● 会員短期大学数 286校

○ 支部別短期大学数

北海道支部	14校
東北支部	22校
関東支部 (関東私立短期大学協会)	53校
東京支部 (東京都私立短期大学協会)	32校
中部支部 (中部地区私立短期大学協会)	50校
近畿支部 (近畿私立短期大学連合会)	31校
大阪支部 (大阪私立短期大学協会)	21校
中国・四国支部 (中国・四国地区私立短期大学協会)	27校
九州支部 (九州地区私立短期大学協会)	36校

<創立 昭和25年4月10日>

当初私立短期大学数	132校
学生数	13,076名
男	8,282名 (63%)
女	4,794名 (37%)

<令和4年5月1日>

私立短期大学数	295校
学生数	89,603【86,828】名
男	10,930【10,474】名 (12.2%【12.1%】)
女	78,673【76,354】名 (87.8%【87.9%】)

・当初私立短期大学数、学生数は、「日本の教育統計—新教育の歩み—」文部省（当時）
・令和4年5月1日現在の私立短期大学数、学生数は、文部科学省の「学校基本調査（速報値）」。
【 】は、本科学学生数。

北海道支部 14校

旭川大学短期大学部
帯広大谷短期大学
釧路短期大学
光塩学園女子短期大学
國學院大學北海道短期大学部
札幌大谷大学短期大学部
札幌国際大学短期大学部
札幌大学女子短期大学部
拓殖大学北海道短期大学
函館大谷短期大学
函館短期大学
北翔大学短期大学部
北星学園大学短期大学部
北海道武蔵女子短期大学



東北支部 22校

■青森 (5校)

青森明の星短期大学
青森中央短期大学
柴田学園大学短期大学部
八戸学院大学短期大学部
弘前医療福祉大学短期大学部

■岩手 (2校)

修紅短期大学
盛岡大学短期大学部

■秋田 (4校)

秋田栄養短期大学
聖霊女子短期大学
日本赤十字秋田短期大学
聖園学園短期大学

■宮城 (5校)

聖和学園短期大学
仙台赤門短期大学
仙台青葉学院短期大学
東北生活文化大学短期大学部
宮城誠真短期大学

■山形 (2校)

羽陽学園短期大学
東北文教大学短期大学部

■福島 (4校)

いわき短期大学
郡山女子大学短期大学部
桜の聖母短期大学
福島学院大学短期大学部



関東支部 53校

■千葉(8校)

植草学園短期大学
昭和学院短期大学
聖徳大学短期大学部
清和大学短期大学部
千葉敬愛短期大学
千葉経済大学短期大学部
千葉明德短期大学
東京経営短期大学

■埼玉(11校)

秋草学園短期大学
川口短期大学
国際学院埼玉短期大学
埼玉医科大学短期大学
埼玉純真短期大学
埼玉女子短期大学
埼玉東萌短期大学
城西短期大学
武蔵丘短期大学
武蔵野短期大学
山村学園短期大学

■新潟(5校)

新潟工業短期大学
新潟青陵大学短期大学部
新潟中央短期大学
日本歯科大学新潟短期大学
明倫短期大学

■神奈川(11校)

和泉短期大学
小田原短期大学
神奈川歯科大学短期大学部
鎌倉女子大学短期大学部
相模女子大学短期大学部
上智大学短期大学部
湘北短期大学
昭和音楽大学短期大学部
洗足こども短期大学
鶴見大学短期大学部
横浜女子短期大学

■山梨(2校)

帝京学園短期大学
山梨学院短期大学

■茨城(3校)

茨城女子短期大学
つくば国際短期大学
常磐短期大学



■群馬(7校)

育英短期大学
共愛学園前橋国際大学短期大学部
桐生大学短期大学部
群馬医療福祉大学短期大学部
高崎商科大学短期大学部
東京福祉大学短期大学部
新島学園短期大学

■栃木(6校)

足利短期大学
宇都宮短期大学
宇都宮文星短期大学
國學院大學栃木短期大学
作新学院大学女子短期大学部
佐野日本大学短期大学

東京支部 32校

愛国学園短期大学
 有明教育芸術短期大学
 上野学園大学短期大学部
 大妻女子大学短期大学部
 共立女子短期大学
 国際短期大学
 駒沢女子短期大学
 実践女子大学短期大学部
 淑徳大学短期大学部
 女子栄養大学短期大学部
 女子美術大学短期大学部
 白梅学園短期大学
 星美学園短期大学
 創価女子短期大学
 帝京大学短期大学
 帝京短期大学
 貞静学園短期大学
 戸板女子短期大学
 東京家政大学短期大学部
 東京交通短期大学
 東京歯科大学短期大学

東京女子体育短期大学
 東京成徳短期大学
 東京立正短期大学
 東邦音楽短期大学
 桐朋学園芸術短期大学
 新渡戸文化短期大学
 日本歯科大学東京短期大学
 日本大学短期大学部
 フェリシアこども短期大学
 目白大学短期大学部
 山野美容芸術短期大学



中部支部 50校

■愛知（19校）

愛知医療学院短期大学
 愛知学院大学短期大学部
 愛知学泉短期大学
 愛知工科大学自動車短期大学
 愛知江南短期大学
 愛知産業大学短期大学
 愛知大学短期大学部
 愛知文教女子短期大学
 愛知みずほ短期大学
 岡崎女子短期大学
 至学館大学短期大学部
 修文大学短期大学部
 豊橋創造大学短期大学部
 名古屋経営短期大学
 名古屋女子大学短期大学部
 名古屋短期大学
 名古屋文化短期大学
 名古屋文理大学短期大学部
 名古屋柳城短期大学

■静岡（3校）

静岡英和学院大学短期大学部
 常葉大学短期大学部
 浜松学院大学短期大学部

■長野（8校）

飯田女子短期大学
 上田女子短期大学
 佐久大学信州短期大学部
 信州豊南短期大学
 清泉女学院短期大学
 長野女子短期大学
 松本大学松商短期大学部
 松本短期大学

■岐阜（10校）

大垣女子短期大学
 岐阜聖徳学園大学短期大学部
 岐阜保健大学短期大学部
 正眼短期大学
 高山自動車短期大学
 中京学院大学短期大学部
 中部学院大学短期大学部
 東海学院大学短期大学部
 中日本自動車短期大学
 平成医療短期大学



■三重（3校）

鈴鹿大学短期大学部
 高田短期大学
 ユマニテク短期大学

■福井（1校）

仁愛女子短期大学

■富山（2校）

富山短期大学
 富山福祉短期大学

■石川（4校）

金沢学院短期大学
 金沢星稜大学女子短期大学部
 金城大学短期大学部
 北陸学院大学短期大学部

近畿支部 31校

■滋賀 (3校)

滋賀短期大学
滋賀文教短期大学
びわこ学院大学短期大学部

■京都 (9校)

池坊短期大学
華頂短期大学
京都外国語短期大学
京都経済短期大学
京都光華女子大学短期大学部
京都西山短期大学
京都文教短期大学
嵯峨美術短期大学
龍谷大学短期大学部

■兵庫 (15校)

大手前短期大学
甲子園短期大学
神戸教育短期大学
神戸女子短期大学
神戸常盤大学短期大学部
産業技術短期大学
頌栄短期大学
聖和短期大学
園田学園女子大学短期大学部
東洋食品工業短期大学
豊岡短期大学
姫路日ノ本短期大学
兵庫大学短期大学部
湊川短期大学
武庫川女子大学短期大学部



■奈良 (3校)

奈良芸術短期大学
奈良佐保短期大学
白鳳短期大学

■和歌山 (1校)

和歌山信愛女子短期大学

大阪支部 21校

藍野大学短期大学部
 大阪音楽大学短期大学部
 大阪学院大学短期大学部
 大阪キリスト教短期大学
 大阪芸術大学短期大学部
 大阪健康福祉短期大学
 大阪国際大学短期大学部
 大阪城南女子短期大学
 大阪女学院短期大学
 大阪信愛学院短期大学
 大阪成蹊短期大学
 大阪千代田短期大学
 大阪夕陽丘学園短期大学
 関西外国語大学短期大学部
 関西女子短期大学
 近畿大学短期大学部

堺女子短期大学
 四條畷学園短期大学
 四天王寺大学短期大学部
 常磐会短期大学
 東大阪大学短期大学部



中国・四国支部 27校

■鳥取 (1校)

鳥取短期大学

■岡山 (7校)

岡山短期大学
川崎医療短期大学
作陽短期大学
山陽学園短期大学
就実短期大学
中国短期大学
美作大学短期大学部

■広島 (4校)

山陽女子短期大学
比治山大学短期大学部
広島文化学園短期大学
安田女子短期大学

■山口 (5校)

岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学



■徳島 (3校)

四国大学短期大学部
徳島工業短期大学
徳島文理大学短期大学部

■香川 (2校)

香川短期大学
高松短期大学

■愛媛 (4校)

今治明德短期大学
聖カタリナ大学短期大学部
松山東雲短期大学
松山短期大学

■高知 (1校)

高知学園短期大学

九州支部 36校

■福岡（18校）

折尾愛真短期大学
九州大谷短期大学
九州産業大学造形短期大学部
九州女子短期大学
近畿大学九州短期大学
久留米信愛短期大学
香蘭女子短期大学
純真短期大学
精華女子短期大学
西南女学院大学短期大学部
中村学園大学短期大学部
西日本短期大学
東筑紫短期大学
福岡医療短期大学
福岡工業大学短期大学部
福岡こども短期大学
福岡女学院大学短期大学部
福岡女子短期大学

■佐賀（3校）

九州龍谷短期大学
佐賀女子短期大学
西九州大学短期大学部

■長崎（2校）

長崎女子短期大学
長崎短期大学

■熊本（2校）

尚綱大学短期大学部
中九州短期大学

■大分（4校）

大分短期大学
東九州短期大学
別府大学短期大学部
別府溝部学園短期大学



■鹿児島（3校）

鹿児島純心女子短期大学
鹿児島女子短期大学
第一幼児教育短期大学

■宮崎（2校）

南九州短期大学
宮崎学園短期大学

■沖縄（2校）

沖縄キリスト教短期大学
沖縄女子短期大学

日本私立短期大学協会 常任理事
日本私立短期大学協会 広報委員会委員長
大手前短期大学 副理事長・学長

福井 洋子

このたび、ご関係いただいた多くの皆様のご協力により「短期大学教育」78号を発刊できましたことを厚く御礼申し上げます。

コロナ禍のもとでの授業運営も徐々に日常化しつつあるようですが、一方で高等教育機関を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、年ごとに大きな波が押し寄せているかのようです。

一昨年来の「ガバナンス改革」の議論に続き、本年度は「質保証システムの改革」が大きなテーマになりました。この改革の方向性として大学分科会質保証システム部会で審議された主要な項目である大学設置基準、設置認可制度が改正され、次年度以降の教学運営に大きな変化が現れる「教学改革の一つの転換点」になるのではないかと考えられます。

そこで本号では「教育の質が保証された短期大学」をテーマとして、一連の改革の出発点となった大学分科会質保証システム部会に委員として参画された谷本和子氏（関西外国語大学短期大学部・学長）より審議のまとめに至る議論の経過などについてご報告いただくとともに、「基幹教員」の導入など大幅な変更となった大学設置基準の改正について文部科学省高等教育局 大学教育・入試課から具体的な改正内容と留意点などを解説していただきました。また、志賀啓一氏（鹿児島女子短期大学 理事長・学長）からは認証評価制度における質の保証と現状などについてご説明いただいております。この3つの論稿を通して、改革の全体像や内容などについて、少しでも皆様のご理解を深める一助にさせていただければと考えました。

短期大学は、言うまでもなく少子化に伴う志願者の減少という厳しい状況にあります。このような試練の時こそいただきました論稿を参考にしながら、質保証の施策を行い、次の時代に即した地域に求められる短期大学を目指して、難局を乗り越えて着実に歩み続けることが必要です。

今後とも全国の短期大学教育に携わる皆様方からのご指導とご協力をお願い申し上げまして、編集後記の御礼の言葉といたします。

短期大学教育 第78号

印刷年月日／令和5年3月27日

発行年月日／令和5年3月27日

発行人／日本私立短期大学協会 会長 関口 修

広報委員会／委員長 福井洋子

発行所／日本私立短期大学協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館内

電話 03 (3261) 9055

FAX 03 (3263) 6950

協会 URL <https://tandai.or.jp>

短大クエスチョン URL <https://tandai.jp>

印刷所／マツヤマクリエーション

埼玉県ふじみ野市苗間 558-10

電話・FAX 049 (263) 0075

(非売品)

短大 \ 知りたい!私立短大! /
短大 クエスチョン



スマートフォンでチェック!

短大クエスチョン

検索



短大クエスチョン Instagram

@tandaiq



フォロー♥お願いします。

